

令和2年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月22日 午前10時00分		
	散 会	6月22日 午後5時44分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員	9	山 城 太		
会議録署名議員	1	島 袋 誠	2	上 原 祐 希
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	総務課長補佐 兼総務係長	上 原 一 也
	社会教育課長	嘉 陽 健	企画財政課長補佐 兼財政係長	新 里 久 夫
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

## 令和2年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和2年6月22日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第23号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第24号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	質 疑
3	議案第25号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第26号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第27号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第29号	令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	質 疑
7	議案第30号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説明・質疑
8	議案第31号	令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	説明・質疑
9	同意案第1号	今帰仁村教育委員会の教育長の任命について	質 疑
10	同意案第2号	今帰仁村教育委員会の委員の任命について	質 疑
11	同意案第3号	今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて	質 疑
12	同意案第4号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
13	同意案第5号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
14	同意案第6号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
15	同意案第7号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
16	同意案第8号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
17	同意案第9号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
18	同意案第10号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑
19	同意案第11号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	質 疑

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由の中に、「新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済や村民生活、本村財政等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策費に充てることを目的として」とあります。これに充てる目的として三役の給料をカットするということですが、この対策費は具体的に何に対して幾ら充てるのかをお伺いします。

それとなぜこの時期なのか。4月、5月とかにでも、ほかの市町村は特別職の方の給与をカットしているところもあちこちありました。今婦仁村は、ちょっと遅いんじゃないかなとも感じております。なぜこの時期なのか、この2点お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時03分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

まずこの給与をどれに使うかということで、今回、補正予算にも様々な対策ということで、一般財源の中から財政調整基金を切り崩して充てています。その中で、その一部としてまた財政調整基金に戻して、その予算の中でやっていくと。

なぜこの時期なのかということなんですが、一般財源の中で、今回コロナ禍の対策の中で、村独自の対策をどういうふうにやっていくかということの中で、それらも併せて、今回議会のほうに予算要求した中で、我々三役の身を削ってその予算化に充てていくということで、今回の予算と併せて決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時05分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 確認なんです、三役の給料をカットした分を財政調整基金のほうに一旦入れて、それから村単費で出す対策の事項、事業等あると思うんですけども、それに入れるということで理解してよろしいか伺います。

あと時期についてなんですが、いろいろ検討してその時期になったということなんでしょうけれども、3月ぐらいからこの感染拡大が危惧されている中で、いつ頃からそういった議論をされたのか、それで今回の時期になったということなのか、再度伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えいたします。

いつ頃から検討したかということでございますけれども、これは3月頃から検討はしました。そして沖縄県町村会等からも、アンケートみたいなものも来ていました。ただ先ほど副村長が答弁していましたように、6月議会に村独自の支援策も6,000万円計上しております。そして時期の問題ですね、村長としては2か月から3か月ぐらいが相当なのかなという判断で今の時期に出しましたけれども、村長の任期が8月22日でありますので、4月ぐらいからやると5か月となりますけれども、2か月から3か月が相当だろうということで、村長の考えとして副村長、教育長とも協議をして、課長会にも報告という形で今回の条例を提案した次第であります。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

今回は、もう財調を切り崩して、いろいろな村独自の対策費に充てています。今回、その減額した分は一旦財政調整基金に入れて、また二次、三次というところでこの予算を活用していくということです。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今回の議会で財政調整基金に入れると。そこからは、まだどこに、どういった目的で使うのかは決まっていないことなんですか。それともこの補正予算案のほうに入っているのか。入っていればどれなのかをお示しいただきたいと思います。

あと、村長の先ほどのこの時期の答弁で、村独自6,000万円という言葉がございました。6,000万円を村独自、単費でということなのかと、2か月から3か月ぐらいの給与カットの期限が妥当だということなんですが、今回のこの条例案に関しては2か月もないですよ、2か月弱になりますが、その辺、今2か月から3か月ぐらいが妥当だというような答弁がございましたが、整合性がありません。その辺の答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えいたします。

県内、ほかの市町村もいろいろ新聞等を拝見しますと最長5か月とか、あるいは1か月、3か月いろいろありますけれども、それも参考にしたというよりは、村長としては30%、副村長、教育長が15%の減、2か月ぐらいがちょうど妥当ではないのかなという村長の判断で、今議会に……、8月は日割になっておりますけれども、そういうことで提案しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時10分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

村単独の新型コロナウイルス対策の事業としましては、ふるさと基金から4,900万円余り、それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金のほうから1,270万円ほど繰り入れをしております、次の一般会計の予算審議の中にも入っておりますが、そちらのほうで合計としては、村単独としては6,234万8,000円を計上させていただいております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 今回、三役の給与減額によって、財政調整基金に入っているものは今後の二次、三次のほうに使うということです。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 理解いたしました。3月頃から議論はしているということで、ようやくこの6月定例会のほうに給与カットの議案が出たということで、もうちょっとスピード感を持ってやるべきじゃなかったのかなとも感じております。その辺ですね、村長の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 もっとスピード感をもってということでしたが、先ほど答弁しましたように、今回の村内の農業をはじめ観光、商工全ての面で相当村の経済の落込みもあります。そういう中で、新型コロナウイルスがあっても、村長、副村長、教育長は給与は変わらないわけですから、やはりその一部でも二次、三次、あるいはまた次、第二次、国の地方創生臨時交付金の交付も予定していますので、その中でまた今回の補正で提案しているもので不十分なところもあるかと思っておりますので、そういうところを含めて使うということで、必ずしも第二次、第三次の新型コロナウイルスが発生したからということでは計上していません。

時期の問題ですが、4月からスピード感をもってとなりますと、8月まで5か月の減額になりますけれども、これは村長をはじめ副村長、教育長の給与の減額、村長は30%、副村長、教育長は15%ですから、4月ぐらいからやると8月までは5か月になりますけれども、村内のいろいろな自治体のもの、それを基準というよりも一つの参考にしたら、長いところは5か月もありますし3か月、2か月、1か月もあります。そういうことを参考にして、村長としては私の任期が8月22日までですので、任期をまたがってはできませんので、8月は日割ということでありまして。4月からすると、8月まで連続5か月になりますので、2か月ぐらいが相当かなと思って今回の条例を提案しているところであります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第23号について質疑いたします。

2か月から3か月が妥当ということで、今回上程されているというわけでありましてけれども、今回の新型コロナウイルスですね、これは世界的な恐慌であって、この2か月、3か月と区切る、この理由もよく分からないんです。減額するこの理由も、新型コロナウイルスによる地域経済や村民生活、本村財政等に多大な影響を与えていることに鑑み。ですよ、そうすると今後台風被害とかそういうのも出てきます。そのときもまた減額するのか。あと期限を区切っていますけれども、令和2年7月1日から8月22日までの間。これ村長は確かに任期があるかもしれませんが、副村長、教育長は対象になるじゃないですか。この期限を区切ったこの理由。そしてこれは3名が減額したから幾らになるのか。この辺の理由と、先ほど村長が三役給与が減らないからということをおっしゃっていましたがけれども、これは職員も同等であり

ます。こういうことをすると、必ずこう二分されるわけですよ。公務員は給料が減らないからいいと言われる中、村長を含め三役だけが減額して、じゃあ職員は何をしているんだという声も聞かれるはずですよ。それを踏まえて今回踏み切ったのかどうか、この辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

踏み切った理由ですが、これはご承知のとおり国会議員ですね、内閣総理大臣はじめ全国会議員、そして沖縄県におきましても沖縄県知事、沖縄県議会議員含めて全てそういう減額をしております。台風とか全てやるかということですが、今の段階では台風とかそういう場合については想定していませんけれども、例えば今後、私の任期が8月22日までですから、その間に例えば水道料金の値上げとか、あるいは国保の値上げとか、そういう場合にはやはり村長としても検討する必要があると思いますけれども、現段階では先ほど答弁したとおりであります。では職員と言いますが、やはり私たち三役は職員と違って特別職です。直接選挙で選ばれた、村長が議会の同意を得て、副村長、教育長を議会に提案してやるわけですから、おのずと職員とは身分も違いますので、今回の村長、副村長、教育長の減額を職員にもということ、私としては考えておりません。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

村三役の減額につきましては、先ほど村長のほうから説明があったとおり村長で2か月間で30%。副村長と教育長では15%になります。その総額としましては62万2,000円となっております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 先ほど答弁漏れがありましたので、8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

村長の任期は8月22日で日割だけれども、副村長、教育長の任期はまだあるじゃないかということでもありますけれども、これ提案者は村長ですから、村長の任期にまたがる提案は妥当と考えておりませんので、私の任期である8月22日まで副村長、教育長も減額ということで提案いたしました。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 任期については理解いたしました。

今回、この減額によって62万2,000円という減額で、財源として出てくるんですけども、一般の事業者に聞いていても、持続化給付金を含め100万円でも全然足りないわけですよ。そんな中で、ただ痛みだけを寄り添うようなこのやり方というんですか、これが私としてはどうしても本来であれば、結論から言えば減額する必要はないんじゃないかと思うんです。もう少し寄り添うのであれば、国や県の制度を生かしながら、もっともっと住民の声を聞いてスピーディーに対応する体制をつくるべきだと思います。先ほど職員の話もしましたが、今回新型コロナウイルスの影響で全国的にも国民を二分するような動きもある中で、三役は減額したのに、私たちにも来ます、「議員はどうしているんだ」とか。議員の中でも、これは全員協議会の中で話がありました「減額するべきではないか」ということで。減額したとして、も

ちろん金額的には微々たるものであります。これがただのパフォーマンスになっては私たちも困るので、議員としてはやるべきことを、とにかく一生懸命仕事をしよう。その中でもやはり足りない財源が幾らか出てくると、村がこうしたいから、だけど財源がこのぐらい足りない。そういうときには、やはり私たちは身を切って減額、受けましょうという話になっております。今、何にどう使うかも分からない状況で、ただ2か月、3か月の減額というのがどうも見えてきません。それと先ほど3番議員からスピード感が無いとあったんですけども、私としてはスピード感はあるのかなと思いました。というのも減額のタイミングとしては、私は国保のときに減額すればよかったと思っているんです。これは村が加入者に対して増税、国保税を上げるわけですから、村が強いることに対して三役が姿を見せる、そうあるべきであって、今回新型コロナウイルスですよ、世界的な経済危機でスピード感をもって減額する、これはちょっと姿勢としては私は違うんじゃないかなと思います。この辺、村長の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

決してパフォーマンスで今回の三役の減額条例を提案しているわけではございません。さっきの国保のときについても、それは全く検討しなかったわけじゃないですけども、今後さらに水道会計の赤字等相当あります。そういうときにもそれ相当の検討をすべきだという思いがありましたので、前回の国保のときには村長の、あるいは三役の給与減というのは提案しませんでしたけれども、今後、先ほど議員から質疑がありましたように、全てそういう新型コロナウイルスとか、あるいは台風、水害等ある場合に全てやるかということは、それは現段階ではやりますということは今、答弁できませんけれども、その事案が出たときにやったほうがいいのかどうかというのは検討していきたいと思います。今後、予想されるのは具体的にまだ決まっていませんけれども、そういうときには対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 どうしてもこの国保のときの印象が強いものですから。この国保のときに、なぜ減額しないのか、村長は身を切ることをしないのかということに、村長だけでいいのか、議会や職員の減額、これも検討しないでもいいのかというふうにもおっしゃっていただんですよ。今回は、我々にも職員にもそのようなことがなく減額に至っています。このようにスピーディーにできるのであれば、国保の場合だってできたはずですよ。それで今回、私は特に疑問をもって質疑させてもらっています。

村長の任期が8月22日ということでもありますけれども、仮に任期満了に伴う選挙において再選された場合、その後二、三か月が妥当ということであれば、あと1か月でも減額するのかどうか。その辺の強い気持ちを持って今回提案しているのかどうか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

私の任期が8月22日ですから、それは仮定の話としては答弁できませんので、確定した時点で検討はさせていただきますと思います。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第25号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第25号について質疑いたします。

今回、提案理由としてこどもの医療費助成の対象者の助成範囲を拡充するということでもあります。その中で後期こどもに係る医療費についても助成するというので、総務課のほうからちゃんとした説明資料があるのでそれを基に質疑いたします。小学1年生から中学3年生まで医療費助成を拡充しますということでもあります。これはすばらしいことだと思います。それに対して、大体どれぐらいの財源を年間要するのか。これは今回これでありませけれども、もしそれを高校生まで拡充するんだったらどれだけの財源が必要であるとか、この辺の状況と、あと財源は何を原資として支出していくのか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑についてご説明いたします。

後期こども、いわゆる小学校1年生から15歳になった次の3月31日まで到達した時点の医療費の保険医療の通院分が新たに免除になるというところです。まず財政的な部分ですけれども、これにつきましては年間約700万円相当になるかと考えております。この700万円のうちには、これまで実施してきました後期こどもの歯科診療も含まれているところです。

高校生につきましては、算出はしておりましたけれども、今手持ちのほうに資料がございません。必要でありましたらまたご準備いたします。

財源につきましては、ふるさと納税を活用した形でこの制度を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今回、中学生までということですので、今日は高校生までは持っていないということで理解はしているんですが、これ年間約700万円という財源が出ると。それに対してふるさと納税を活用させていただきますよということでもあります。その辺は大体理解はできるんですが、例えば単年度で700万円であれば、これはやる以上しっかりと長いスパンで、例えば10年とか20年スパンで考えていかなければならない中で、今、ふるさと納税という財源を使うのであれば、例えば未来を担う子供の育成及び子育て支援に関する事業という5項目の中の1項目のところとか、5番目のほうから財政支出できると思うんですけれども。これは前も言いましたけれども、ふるさと納税を原資にするのであれば、やはり安定的ではないところがとても強く感じる場所でもあります。10年であれば、例えば700万円であつたら



7,000万円が必要になりますし、これをさらに高校生まで拡充というならもっと大きくなるという中で、前も言いましたけれども安定的な財政措置、財源措置をする中では、必要性はあるという中で、やはりこの辺の金額、負担する部分は確実に担保していなければいけないと思っています。この辺、見通しとしてどのように持っているのか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

これはふるさと納税を活用して実施するということですが、先ほど議員からもありましたように、ふるさと納税は必ずしも毎年上がってくるという安定した財源ではなくて、一昨年が1億6,000万円でしたけれども、令和元年度は2億6,000万円と伸びております。当然、このふるさと納税を基金にするわけですから増やす努力をしていくわけですが、安定的にやるためには、ふるさと納税の中で一番多いのは、今帰仁村の将来の子供たちのためにというのと、あと村にお任せというのがありますので、今のふるさと納税の中で、例えば給付型奨学金が一番多い、子供たちの将来の、未来のためにという中で、特に特化して、ここにチェックしたものは給付型に使うということでやりましたら、結構そこも納税される方々が、最近寄附する人が増えています。そういう安定的にやる以上、財源の確保というのは大事ですので、ふるさと納税の中でそういうことも医療費助成について特化したものをつくったほうがいいか、今後検討していきたいと考えています。ただ今回提案しているものについては、まだ県のほうが小学校、中学校までの通院については助成していませんので、私も県のほうにも直接電話をしたり、あるいは沖縄県市町村会からも、県としても早めに小学校、中学校の通院の分ですね、県としても実施してもらいたいということを要望しておりますけれども、なかなか県のほうがまだ踏み切っておりません。いろいろなアンケートは県から何回も来ています。やっていますか、やる予定ありますかということでもありますので、再度県のほうにも、早めに小・中学校の通院部分についても県としても早めに実施してもらいたいということは、村としてもあるいは関係市町村としても、県のほうに要望していきたいと思います。そうすれば、2分の1を県が負担すると、村の負担もその分、2分の1で済むわけですから、そういうことを総合的に踏まえて、今回の条例改正の趣旨が安定的に生かせるように取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これについては、ふるさと納税を使っていくということでもあります。これは私は前から言っているんですけども、やはりこういうのを安定的に使う場合には、例えば1の項目に対して、子供のために特化しているものに対して使ってくださいという財源が今、多いという話でありますけれども、その中の何%かはしっかりと医療費助成に対して使うというものを積み立てた上で、本来やっていくべきものであると認識はしているんですけども、なかなかそういうのが今のところ示されているように見えないので、ちゃんと安定的にできるのかという不安があるところであります。ぜひそこは、他自治体はもうやっていることなんですよ。しっかりとこの期間、担保するための基金としてこれだけありますので、これを使って何があってもしっかりと対応しますよという、担保されている財源を示した中でそういう措置を基本的に講じている自治体が多いものですから、ぜひそういうような形で支援をしていただければ、これはすばらしいことでもありますので、どんどん、さらに高校生までとか、拡充すべきものだ

と私は思います。その辺はぜひしっかりと示していただきたいということと、やはりあくまでもふるさと納税でありますので、ここら辺、村長がおっしゃっていましたが、しっかりと逆にふるさと納税に対してより支援、寄附金が集まるような努力というのを、また知恵を絞ってやっていかなきゃいけないところも出てくるのかと思います。その辺、ぜひ村としても安心して安定的に、子供たちのために使えるような助成金であるということを示してほしいと思っています。その辺、戦略的にどう財政を打ち出しながら、こういうことをやるからより今帰仁村にお願いしますというような形ですね、示していく必要があると思うんですけれども、その辺伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員質疑にお答えします。

先ほどご提案にありましたように、やはり安定的な財源の確保というのは当然必要であります。そういうご提案がありましたら、このこども医療費助成に、基金的に使えるような制度の検討も含めて、さらに拡充については現在中学校までですが、県内の市町村では高校生までやっているところもありますので、財源の確保ができればまた高校生まで拡充するというのは、将来検討すべきだと思っております。スタートした以上、この制度が今帰仁村に若い子育て世代が、医療も安心して受けられるような、またそれが定住にもつながると思いますので、総合的に検討しながら前向きに進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第26号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

これ提案理由を見てみますと、業者のものと思っています。改正の現行と改正案ですけれども、第6条第1項の指定をするときと書いていますけれども、指定の更新とありますけれども、今までで指定だけで更新はなかったのか。そのままやっていたのか。新たにすることが指定であって、今までであった人達は更新と理解していましたけれども、その件の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

今までは1回申請すると更新制度はなくて、ずっと延々というか、でした。今回から更新制度で5年に1回は更新をやらなさいといけないという制度になりまして、今、この条例を提案しております。以上です。

- 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 この規定は、5年ごとにまた出てくるということで理解してよろしいですか。
- 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。
- 嶺井雄二 水道課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員がおっしゃるとおりです。以上です。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。まず歳入一括で行います。これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑はありますか。2番上原祐希議員。

- 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

19ページの2款1項8目17節の沖縄観光防災力強化支援事業の1,650万円の事業内容を伺います。

続きまして27ページの3款1項1目12節の中の一番下の今帰仁村新型コロナ対策緊急支援事業の1,090万円の詳細を伺いたいと思います。

- 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

- 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

19ページ、2款1項8目防災対策費の中の17節備品購入費でございますけれども、これにつきましては昨年も観光防災力強化支援事業ということで実施した事業でございますが、今年については1,650万円というのは防災倉庫を設置したいということでの1,650万円でございます。

- 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

27ページ、3款1項1目12節1,090万円、今帰仁村新型コロナ対策緊急支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的な生活困窮のために食料品の無償供与を希望される世帯にその食料品支援を行うということです。そういうことで生活の安定と経済の負担軽減を図るということと、併せてその食料品につきましては村内小売業者から購入することによりまして、小売業者への支援を含めて村経済の活性化に寄与していくというような事業でございます。以上です。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時47分)

- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

宮里 晃福祉保健課長。

- 宮里 晃 福祉保健課長 説明漏れがございましたので、追加させていただきます。

この事業につきましては食料品の配布事業になりますけれども、実施主体は今帰仁村でございますが、実施機関につきましては要項でうたわれているように外部への委託もできるものとしておりますので、実

際に区長会や民生委員の事務局も兼ねている今帰仁村社協のほうに委託をして実施していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 では19ページのほうから、今回防災倉庫ということでありましてけれども、新たに設置という話だと思うんですが、その場所、またこの防災倉庫をどう活用していくのか、その必要性とか、どのような形で倉庫の設置に至ったのか、伺いたいと思います。

続きまして27ページの2,090万円の支援事業、これは財源は多分その他になっていると思うんですけれども、その財源ですね、その他となっているので財源の確認と、これは基本的に社協に蓄えられている、いろいろと今あるじゃないですか、そういう制度で社協が既に持っているものもあると思うんですけれども、そういうものも含めてなのか。あくまでもそれに対しては、全部村内からしっかりと買って、お届けするという支援事業になっていくのかどうか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まず防災倉庫の設置場所についてですけれども、防災倉庫については今回3か所を予定しております。これは1か所目が兼次小学校の敷地内に1つ置きたいと、それから今帰仁小学校の敷地内に1つ、あと天底小学校の敷地内に1つということで、3か所を予定しております。

この必要性についてはということなんですけれども、これについては事業名にもありますとおり沖縄観光防災力強化支援事業ということで、観光客が災害に遭遇したときに、やはり支援していかないといけないということで、沖縄県内において大規模な災害が発生した場合に、港湾、空港、道路等が復旧されるまでの間に、沖縄県内に足止めされている観光客に対して支援するものだというところで、去年それから今年、これは3か年ですので来年までその整備の事業があります。これについて整備していくというものでございますので、次年度まで継続しての事業でございます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この財源につきましては村独自の事業でありまして、ふるさと納税の財源、基金を活用していくということで、その他という形の財源内訳になっております。

また社協のほうでは、実際に社協独自でフードバンク事業を行っております。それ以外に歳末助け合い運動を常時、それと関連したフードバンク事業を行っております。今回のこの事業に関しましては、この新型コロナウイルス感染症の影響のあった、緊急的に、一時的に困窮した世帯となっておりますので、それに関しても今議会の予算が可決されましたら、速やかにこの事業実施の手続きに入り、おおむね7月上旬から8月上旬、1か月間で困窮世帯へこういった支援ができるような体制をとっていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** まず19ページの防災倉庫ですが、各小学校3校に設置すると。これはあくまでも観光客に対してのそういう措置ではありますけれども、この辺活用としてはある程度それに特化しないでも、例えば小学校のための活用とか、そういうふうな柔軟性というか、その辺の弾力性を持たせた活用とかは可能なのかどうかというところを確認します。

また27ページは、7月から8月までにお届けすると。この辺は、そういう生活困窮世帯に対して、確かに社協はいろいろと支援策もしているんで、情報は持っていると思いますので、その辺は社協のほうでしっかりと把握している事業所に対して、積極的に、来たから動くのではなくて、どんどんそういうところに配布していく形のほうがいいのかなと思ったりもするんですけども、そういうふうな形として理解していいのかお伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 我那覇隆文総務課長。

○ **我那覇隆文 総務課長** ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

今回、防災倉庫の設置を3か所決めてあるのは、結果的に広域避難所として指定されている兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校ということで3か所に置くわけですけども、これは議員がおっしゃれましたとおり弾力性を持たせる活用が可能なのかということなんですけども、事業的にはやはり観光で訪れた方々への災害時の支援ということになってはいますけれども、大規模な災害が発生した場合に観光客であるとか、地元の人であるとかというもののすみ分けをしてやれるのかというのがそもそもあると思います。その辺については、やはり弾力的にやっていかないと、この機能自体もじゃあ何のために設置されているのかというのもあるでしょうから、やはりこの辺は観光防災力強化ということではありますけれども、大災害が起きた際にはこの辺の施設は有効に活用していきたいと考えております。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃福祉保健課長。

○ **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

対象者については社協が選択ということではなくて、この新型コロナウイルス感染症の影響があって、一時的に生活困窮にある世帯が、直接社協に申し出をする、そういうようなことで社協のほうから現物を配布するということです。これに関しては広報、防災行政無線等を使って呼びかけをしますけれども、やはり中には耳の聞こえない方とか、文字を読み取れないというんでしょうか、そういう方も中にはいらっしゃるでしょうということもありまして、可能な限り民生委員や区長のほうに申入れがあった場合とか、そういった区長からまたその世帯はというところ、民生委員も含めてなんですけれども、そういった世帯を漏れなくカバーできるような体制を取っていくというところで、原則申入れのあった方が社協に取りに来ていただくと。社協に赴くことができない方は、また同じように民生委員や区長の皆様のご協力もいただくという形で、1か月間ですけども、そのような体制で動きたいと考えております。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 24ページから26ページにかけて、歳出3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の12節、さっきの委託料が社協ということでしたので。次の13節使用料及び賃借料、この中には特別定額給付金事業、感染症家計支援対策、感染症村民活動対策支援室。次の18節負担金補助及び交付金の4,650万円、感染症家計支援対策ですね、これはみんな関連で社協で担当するのか伺います。12節

から13節、18節までみんな社協で対応するのかどうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

24ページから26ページにかけた3款1項1目の社会福祉総務費の中にある特別定額給付金事業、感染症家計支援対策事業、感染症村民活動対策支援室、感染症家計支援対策事業等につきましてご説明します。特別定額給付金事業に関しましては、現在の村民1人当たり10万円の事業ですね、事業費の組替え等含めた形の合わせた不足分の予算増になります。これは行政内、福祉保健課内の給付金室で活用する予算という形になっておりますが、感染症家計支援対策事業に関しましては令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、村民全員に家計支援を目的としたお見舞金を1人当たり5,000円を給付する事業であります。これにつきましては現在特別定額給付金事務を速やかに完了した後、引き続きその事業を行いまして村民への支援につなげていきたいというところです。また感染症村民活動対策支援室に関しましては、国や県から個人事業主への事業も散見される中、村民に対して広くこういった情報等を周知したり、申請の手助けを目的とした事業であります。併せて先ほど、既に特別定額給付金室の中でも業務の一つとしてサブ的にそういった事業も行っておりますけれども、これを改めてしっかり対応していきたいということでもあります。実際、先ほど2番議員からありました社協への新型コロナ対策緊急支援事業とは全く異なるものでありまして、事業実施主体につきましても行政から委託業務として社協に委託しているというところです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 1つずつ質問していきたいと思えます。社協に委託と説明ありましたが、社協が配布する、個々家庭の調査は社協がやってから配布ということでもいいですか。メンバーは、社協、民生委員のメンバーで決めるということでもいいですか。

それとさっき家計支援対策は1人当たり5,000円ということでありました。これはこの議会で可決すると、すぐということで支給は、今まで特別給付金も遅れて遅れてということを経民から言われまして、この5,000円については配布時期、どういうことで想定していますかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

新型コロナ対策緊急支援事業、これは社協委託分になりますけれども、その配布先につきましては先ほども少し説明いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、経済的に困っている世帯が社協のほうに申入れという形を原則取っております。それ以外に、そういう周知から聞き漏らした方とか、耳の聞こえない方、目の見えない高齢者の方を含めてなんですけれども、そういった方は区長や民生委員がサポートしていただくというんでしょうか、そういった対象者を挙げていただくと、その方へも支給しますというところがございます。また感染症家計支援対策につきましては、1人当たり5,000円の支給事業になりますけれども、実際に現在、特別定額給付金、1人当たり10万円の事業を行っています。

既に95%の方が申請をして不備を除くと、その95%のうちのさらに95%は、6月29日までに振込みされることになっております。残り申請がまだの方、181件余り、またこちらに申請が届いているんですけども、申請が不備な方、電話番号がない方が50件あります。その方々、残りが全て10万円の村民に行き届くような事務手続をある程度踏まえながら、できるだけ早い時期に開始したいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この家計支援対策事業5,000円の日にはこの設置ですね、特別給付金の日にはちと同じですか。いついつに今帰仁村にいた方ということで、日にはこの5,000円の給付も同じ日にはちで設定ですかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

特別定額給付金は4月27日でありましたけれども、実際、その日から産まれたお子さんもいますし、亡くなった方もいます。今回のものにつきましては、日付を別に、また基準日を別に設けて、改めて現在出生した方も踏まえて対象にできるような形で考えています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 19ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の12節の205万円、これはあいあいファームのことだと思いますが、ここの説明を求めます。またあいあいファームでありましたら、説明会等も今後ありますという、前の議会での答弁でもありましたので、説明会があったのであればその内容について説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時08分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時09分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 11番嘉陽 崇議員の質疑について説明いたします。

19ページ、2款1項5目企画費の12節委託料でございますが、まず先に不動産鑑定評価業務及び価格査定業務がありますが、こちらのほうは村有地の2件に関わる土地の鑑定料と用地測量費を予定しております。2件のうち1件は旧兼次中学校にあります企業が借りている土地の分筆測量及びその鑑定でございます。もう1件は、旧今帰仁中学校の用地の中に社協事務所と今帰仁保育所がございますが、そちらのほうに隣接しています個人有地です。そちらのほうの土地の境界がいびつになっていまして、以前から学校用地として個人有地が使われている部分がございますので、そちらのほうには分筆や鑑定業務を行う予定にしております。

それから2段目の破産管財人を相手方とする明渡請求交渉等事件弁護士委託料につきましては、こちらのほうはあいあいファームに関連する破産管財人の弁護士との調整が、こちらの希望が素直に管財人のほうに届かないという状況がありまして、こちらのほうからまた今帰仁村を代理する弁護士への委託料になっております。

それから土地建物明渡請求交渉等弁護士委託料につきましては、こちらのほうは湧川底川原で行われております土地明渡請求事件の判決後の、一次の判決、それから控訴でも判決が出まして、今帰仁村の所有

が認められているんですが、その中でまだ明渡していただけないので、また裁判所との調整をするための弁護士委託料になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 この2番目の破産管財人を相手方とする明渡請求交渉等事件弁護士委託料、これはあいあいファームのことということですが、前の議会において、3月議会でたしか今後また説明会があるよということだったんですが、この予算につきまして管財人に、相手方にこちら側の調整を伝えたいがうまく伝わらなくて、新たに村側が弁護士を立てて交渉していくということであるんですが、この説明は、相手方から那覇地方裁判所で集まってあったのかどうか。もしあったのであれば、この内容を聞かせてください。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

破産管財人を相手方にするということと、債権者集会の説明会のこととお受けします。5月に予定していましたが、新型コロナウイルス関連で延期になりまして、先週6月18日と記憶しておりますが、議会開催中でしたので私のほうは出席できなかったんですけども、職員のほうが対応しております。その中の説明会では、3月に行われた債権者集会から、さほど進展していないという報告を受けております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 債権者集会が6月18日に行われたということでありまして、進展していないということを今、説明があったんですが、進展していないということは、今後いつ返って来るのかも見込み、定かではないということでは理解できると思いますが、今後これについてどうしていくのか。いつまでに返していきなさいとか、弁護士を立てていくわけですから、具体的にどうしていきたいという村の考えがあるのであれば、これも説明していただきたいと思います。進展がないということでもありますので、どう考えたらいいか。また議会としても、何かできるのではないかと思いますので、ぜひ参考にもさせていただきたいと思いますので説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質疑にお答えします。

先ほど担当課長から答弁ございましたが、去年10月30日付であいあいファームが残念ながら倒産いたしました。今、裁判所の管理になっているわけですが、先ほど説明ありました6月18日に第2回の債権者集会があったということですが、担当課からはそんなに進展がなかったということです。私も直接参加していませんので、弁護士等からも、この進まなかったのがどういう理由なのか、再度詳しく聞いて、村としては一日も早く破産処理が終わらないと、契約解除してまた村に戻ってこないと跡利用も具体的に進められませんので、早く第3回の債権者集会が9月ということでは延びていますので、弁護士とも協議して、第3回のほうではできるだけ破産できるように、村の弁護士にも依頼をして、早くこの財産を有効活用して村の活性化にできるように進めていきたいと考えております。相手が、裁判所が決定することから、9月に決定するか分かりませんが、村としては一日も早く解決してもらいたいということ



村の依頼した弁護士にも強く申入れをしていきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの村長の答弁でありました、一日も早い契約解除に向けて、弁護士とも相談なされて、一日も早い契約解除に向けていくということではありますが、今回21万円出ておりますが、今後の経過、経緯によってはもっと弁護士に対して弁護士料の負担が増えていくようにも感じられますが、そういうことであるのか。そういったことも考えられるのか。それと今後なかなか、やはり跡地利用が進んで行かなければ、地元の住民も大変注目しております。老人会の方が、毎週これまで健康づくりのためにパークゴルフを行っておいりました。車の免許を返納された老人たちが歩いてここに行って、健康づくりを行っておいります。この方たちも、どこで健康づくりを今後行っていったらいいのかとか。使っている老人からすれば、大変な問題であります。今後、契約解除に向けて早めに取り組んでいくという村長の答弁でもありましたが、跡地利用ですよ、ここを使いたいと考えている会社が村に来ているのかどうか。前に話があったんですが、ある一定期間は200万円余りの使用料ですか、借地料も取っていくということもあったんですが、今後契約解除しないと、鑑定を入れて古宇利の学校ですか、コルディオがやっておられるように、鑑定を基にして、評価額を基にして賃借料を決めていくということであるんですが、これについても契約解除が進まなければ鑑定も入れられない、どんどん跡地利用が遅れていくのか。そのことについて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします

あいあいファームの跡利用でございますが、現在破産管財人によって破産の手続をしているところでございますが、その中で村とあいあいファームの契約の中で、破産管財人が引き継ぎをして村との調整ということで精算業務に当たります。最終的には村に返していただく形をどのような形で取れるのかということと、今帰仁村以外にも債権者がいらっしゃいますので、その精算業務の中で全ての債権者のほうにも理解を求めながらということになってくるんだと思いますが、今、現状としましては村にあいあいファームの施設が返って来る見込みが取れていないという状況があります。村としましては、説明会を聞いた中、それから破産管財人と調整した中である程度見込みが立っていけば、跡地利用の検討に入っていけるものだと考えております。

弁護士費用につきましては、今回の弁護士委託料につきましては、とても特殊な例ということで、弁護士もそういった委託を受けたことがないというお話でした。通常、破産管財人が弁護士なので、それを債権者が相談すればスムーズに流れる場合がほとんどだということなんですけれども、そこも今回のこの弁護士委託料については成功報酬等の予約ではなくて、その業務を一連的に行う業務ですので、これ以上の弁護士委託料は現在のところ発生する予定にはなっておりません。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 すみません、説明漏れでございました。

現在のところ、この跡利用をやりたいという企業の申し出はないところであります。さきの議会のほうでも説明したかと思いますが、村としましては一時賃料ということで、平米当たり年間137円の金額でもって一時賃料を行うということで、古宇利の跡利用の想定にもなっているんですが、その後、具体的にこの跡利用をする会社が決まって村が賃貸するという形が決まるのであれば、その事業規模の鑑定を行います。それに基づいて賃料の契約という形になってきますが、現在、そういった形が取れるかどうかはまだ見えてこないという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時38分)

ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出について質疑いたします。

27ページ、3款1項1目18節、先ほどから説明があったんですが、この18節の感染症家計支援対策で4,650万円支出がありますけれども、1人当たり村独自で5,000円を支給すると。この支給方法に関して、特別定額給付金の支給が終わった後に、どのような手続でそれが支給されていくのか、その説明を求めます。

それと次の28ページの3目18節の保育園児の副食費の補助で185万2,000円ありますけれども、これの詳細な説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

27ページ、3款1項1目18節の負担金、補助及び交付金の感染症家計支援対策につきまして、支給申請方法につきましてですが、現在行われている定額給付金のシステムを活用いたしまして、事業名の変更であったり支給基準日の変更、あと金額等の設定変更などをして、行政のほうから対象世帯に申請書をお送りします。申請書が届きましたら各世帯で確認をして、申請書をさらに返送してもらう形の、これまで行った定額給付金と手続は一緒となります。ただし少し簡素化したいというのは、特別定額給付金と同じ振込口座を活用するのであれば、そういった添付書類が省けるような形で、事務に関してもスムーズにスピード感をもって対応できるのかなというところであります。原則、今回の定額給付金と同じような流れで給付していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

3款民生費、2項副食費、3目保育料、18節で計上しています保育園児主食費、副食費についてなんです。4月、5月の新型コロナウイルスの期間中に自粛要請をかけたまま、その期間についての主食費、

副食費について無償化というふうにしています。それによって村のほうで支援したいという考えに基づいて計上いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 では再質疑いたします。

村民1人当たり5,000円支給というところの中で、今回の定額給付金のシステムを使うと。やはりそこでまた算定に係る人の人数について、日にちをずらしたりとかというところでいくということであるんですけども、とても金額、また複雑なシステムを使って、また村民に対して支給がちょっと遅れて、せっかく今予算化をしてこれから出す中で、また今回の定額給付金に関しても5月の二十何日からやって、結局1か月ぐらいで、それでも村民として苦しい中で、遅いなという感じをしていたんですけども。またこれだと、せっかくのお金がまた結構システム的にかかってしまうのかなど。実際、今のままの申請をうまく活用してやって、あと新しく生まれた新生児に関しては別で支給するとかという形で行かないと、また同じような申請書を出してとなると、また結構時間的に、コストとかもかかるんじゃないかという思いがあるので、改めてどのようなスケジュールで申請書を作成して、配布してやっていくのかということを変更して説明を求めます。

保育園児の副食費補助というところで、これは食事とかおやつ代が無償化ということなのか。それか保育料、例えばゼロから2歳児まではあるのか、そういったものに対しても保育料について無償化があるのかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします

この支給スケジュールの件ですけれども、これまで同様というお話をしましたが、このシステムを活用するメリットになりますが、今回の場合、基準日が4月27日でした。その際に、村内に住所を有する者、出生している者、特に転入転出、あと出生、死亡、転居、そういった情報がこの期間で動いている可能性がありますので、それを逆に一つ一つ確認するよりも、そのシステムを活用して、基準日時点で世帯も確定する、世帯人員も確定する。転居、転出、出生、死亡、全てその打ち出しを改めて行ったほうが、家庭のほうでのチェックもその基準日を確実に押さえていますので、その労力がまずなくなるというところと、逆に正確な申請書が、打ち出しができるというところを考えると、やはりこのシステムを活用した基準日に応じた支給条件というんでしょうか、この世帯の、それが確実に把握できますので、いろいろどちらが早いかということ考えた中では、このシステムを活用したほうが最も正確で早い支給につながるのではないかとこのところ、そういう方法をとっております。ただし現在10万円の支給に関しては、残り5%、あと支給申請書に不備がある方がいますので、まずはこの10万円が確実に村民に行き届くような、追っかけてでも、自宅のほうにでも訪問も含めて、確実に行き渡るような手続をした後にこれは動き出しますので、実際、動き始めるとこの新しい5,000円の支給の手続が行われると、村民の申請書の抽出が約4日ぐらいで抽出が終わって、この抽出をしながら封詰め作業を含めて1週間ぐらいになるので、恐らくこの辺のところに関しては早めに各世帯には行くだらうと。当初予定しておりました一斉に、今回、今帰仁村特に多かったんですけども、封を開けないまま持ってくる方がいて、その手続をやはり担当部署が

やるために振込手続が遅れたという要因もあります。ただその手続を若干村民の方に協力していただけるのであれば、早い給付にもつながるだろうと。あとは先ほど言ったような、口座に変更がなければそのままロスがないので、それも含めるとこれまで以上に給付ペースは各段と上がるものと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 それでは主食費については、米、パン、めん類を計上しています。副食費はおかず、おやつ等の費用になっていまして、主食費については3歳以上の園児から対象といたしています。副食費は3歳以上の課税世帯の徴収となっていまして、それについて4月、5月無償という考え方になっていまして。保育料が3歳児以上は無償化に伴って、主食、副食費での徴収ということであるんですが、保育料の3歳児以下については日割計算で行います。3歳児以下の主食費は保育料に含まれていまずので、それも含めて日割計算で返すということになっていまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 改めてもう1回質疑いたします。

従来のシステムを使うことによって、また人口の増減が発生するというミスがないように、もう一度改めて申請書を出していくと。先ほどの答弁の中で、今の定額給付金がどのタイミングまでを、これは100%ないと、今のところではないと思いますけれども、どのタイミングをめぐりに村独自の給付金の申請の段階に移行するのか。今聞くと、4日ぐらいで確認をして、1週間ぐらいで封詰めして行くという流れだと聞いたんですけども、どのタイミングからこれに取りかかるのか、改めて伺いたします。

保育料に関して、今無償化の中で3歳児から5歳児は保育料無償で、その中の食事に関しても無償になるのでトータル無償ということで、あとゼロ歳児から2歳児、3歳児に関しては日割だと。この日割というのは、あくまでも自粛要請を村が出した期間に、その中でも利用した分も……、自粛して、自宅で預かっていた期間に関して減額という解釈なのか。ちょっと日割というのがどういう解釈なのか、改めて説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします

まずこの予算を上げる際に、特別定額給付金の進捗状況も加味して、現場のほうでは10月1日を基準日にしないと厳しいだろうなというところもありました。ただし急激に手続がスピード化されておりましたので、9月1日には基準日を設けたいと。ただし今月末までには申請者の、来週の月曜日までには申請した人の99%は振り込まれることになっております。ただ残りの8月18日まで定額給付金は期限になっておりますので、その辺の状況に応じて、今ある業務も含めて勘案しながら、可能な限り早めに基準日を設定して、その事務も並行してできる体制が整うかということも加味しながら、動きたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 保育料についてですが、4月、5月分は一旦支払いしてもらっています。それについて登園した日を計算しまして、自宅で待機した部分を、保育のサービスを受けた日を計上

し直して、歳入還付として戻すという考え方になっています。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 先ほど村独自の1人当たり5,000円の支給に関しまして、てっきり定額給付金を支給しながら、ある程度めどがついた段階ですぐ、この予算が通ったら手続に入るのかという思いで質問してしまったというところで、あくまでも定額給付金が8月18日の申請の受付の期限があると。そこまでしっかり受付をして、それが終わってから村独自の給付金の支給手続に行くと。そしてその間の期間の10月1日ぐらいを目安に、もう一度今帰仁村の人口というか、何名に支給するかということをやちゃんと把握して支給するという手続でいいのか、改めて確認いたします。

あと保育所の件なんですけれども、私がちょっと勘違いしたのは、確かにもう保育料は取っているんですよね。取っているというところで、私は今から払うという勘違いをしていた部分があって、これは自粛要請が4月1日から5月末までの期間を日割として計算して、利用した日数を出して、利用していない日数を返金するのか。この期間ですね、改めて4月1日から5月末までなのか。お伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃福祉保健課長。

○ **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

座間味議員の言っている、完全に終了してからかということではなくて、本来、受付期間を終了した形で残務事務を含めて先に考えていたんですが、これまでのこの入金のパースを考えると、逆にまだ受け取りに来ていない方が、並行して業務を行えるようであれば、今回の定額給付金の締め切りを待たずに支給の申請の手続を始めることも可能ではないかというところで考えています。ただしいつからというのは、現場のほうとも調整、今後のこれからの、まだ申請していない方の動きなども見ながら、可能な限り早めに動きたいと考えております。

○ **座間味 薫 議長** 久田友也幼保連携推進室長。

○ **久田友也 幼保連携推進室長** 保育料についてですが、4月1日から5月末の計算になります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時56分)

午 後

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き歳出1款から4款までの質疑を行います。質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ **8番 與那勝治 議員** 歳出について質疑いたします。

19ページ、2款1項5目12節の土地建物明渡請求交渉等弁護士委託料、これは湧川の土地の件でありますけれども、今帰仁村所有が認められているけれども、まだ明渡しがされていないということでありました。これは今、現在どのような状況になっているのか。説明を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

19ページ、2款1項5目企画費の12節委託料の土地明渡請求交渉等弁護士委託料の計上でございますが、

そちらのほうは湧川の底川原、通称嵐山と呼ばれている箇所ですが、そちらでの村有地の土地所有権についてでございます。当該個人から明渡請求ということで裁判の申し立てがあつて、村が対抗する形で反訴しております。その反訴の中身については、全て村の主張が認められて、その中で構築物があるんですが、それを提供して明け渡すというのが、今回のこの裁判での判決になっております。現在まで、その明渡しが進んでいないということで、弁護士を通して裁判所に申し立てをして、裁判所がまたそれを受理をして、明け渡されていないという認定を受けたという段階まで来ております。それが先週の裁判所からの通知で終わっている状況です。今後は、その通知でもってその収去する構築物があるんですが、それを裁判所の命令によって、相手側に通知をされていて、今後手続の中で村にその土地が戻って来るという手続になっています。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 明渡しされていないということでありますけれども、これは相手側から何らかのアクションとか、そういうのがあるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

相手方からは、この判決が出た後に申し出を下さいということで、裁判所から相手方に通知が行っております。それに基づいて2週間以内に返事を下さいということで、その2週間ぎりぎりであったかと思うのですが、裁判所のほうにその意見書が提出されております。裁判所のほうとしましては、その意見書は受理しないと、認めないということで、その土地については村のものになるという確定なんです、まだ明渡しの手続は、今後の裁判所の指示によつての流れになって行きます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 意見書は受理されず、今後、裁判所の判断で進んで行くものと思われるんですけれども、これは今後想定されるというんですか、この辺のスケジュール的なものの説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

裁判所の指導におきまして、行政代執行という形が取られていきます。そのときは本人たちが撤去しませんので、裁判所のほうが事業者の選定をしまして、取り除く工事と言いますか、そういった手続になっていきます。そちらのほうの費用は、また裁判所から相手方のほうに請求が行くという形で流れていきます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 行政代執行して、費用も向こう側に持たせるということでありますけれども、原状回復というんですか、植栽もあつた状況の中で戻して行くのか。前に説明があつたときは、多分木が生えた状況で、もちろん戻してもらつたということもありました。これは今、コンクリートがあつてこれも撤去されて、その後植栽というんですか、原状回復までしてこれを戻す。これにかつた金額は相手方に

請求すると、そういう解釈でよろしいかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の事件に関しましては、裁判所の指導でもって流れていくわけなんです、裁判所の判決の中で原状回復が入っていたかどうかというのは、ちょっと読み直さないといけない部分があると思いますが、まずは構築物の撤去と明渡しになっていきますので、現状回復の木を植えるというところまでは、判決の中に含まれていたかどうか、ちょっと再確認したいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

湧川地内の土地明渡請求におきます村からの反訴の件でございますが、判決としましては、「原告は被告に対し物件目録の工作物を撤去して土地を明け渡せ」という判決。要するに村のほうに土地を明け渡せということになります。その裁判の途中であったのですが、その途中でその当該土地にボイラー等が30基ほど搬入されております。そちらのほうは裁判の調定の中で申し立てをしておりますが、そちらのほうは判決にも書かれるものではなくて、これから行われる土地明渡しの執行人、裁判所のほうからの執行官のほうの裁量の中で明渡しの状況というんですか、それを出すのか、そのままにしておくのかというところは、村のほうから申立てはしておりますが、裁判所の執行官の裁量の中で引き取ってくれるのか、そういう指導をするのかどうかというのは、まだ明確になっていない状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

ただいまの19ページの今の湧川地内の件でございますが、先ほどからありました植栽等の原状回復については、まだ明記されていないと解釈してよろしいのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

同じ裁判の弁護士の委託料でございますが、この明渡しにつきましては現状復旧と言いますか、そちらのほうまでは明確になってはおりません。こちらが頼んだ弁護士の説明の中では、通常の例での明け渡しをしてもらえれば、そのまま自然にかえっていきだろろうということがほとんどだということで、特に植栽までを義務づけていることは、あまりないということでございます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 義務づけられてはいないという答弁でありました。先日の一般質問でも湧川地内、赤土等のことで質問がありました。この土地と関連があるかどうか、確認していればお伺いしたいと思います。確認していなければ、確認していないで構いません。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

裁判の調停と言いますか、その中で大雨が降ったときに下のほうに赤土が流れているということで、担当者が現場の確認に行ったそうです。実際には、その場所からだけの赤土ではないようだったということで、報告は受けております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 その場所だけではないと思われるという説明だったと思います。ということは、関連している可能性も十分考え得るということでありますので、この辺、今後何らかの処置をしていかないと、赤土が流れて羽地内海のほうまで流れて行ってしまふ、環境の汚染になってしまうということを考えると、どこが責任を持って対処していくのか。村がやるのか、それともあちらのほうがやっていくのか。その辺、明確にできないかと思うんですけども、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時49分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

赤土については、開墾をしている事業者、実際に行ったものが県の赤土条例に基づいて手続すべきだろうと思うんですが、ただその手続がされているかどうか、まだ未確認でございます。村としましては、明け渡して、自然にかえるような形を取れば一番そのほうが望ましい形になるのかと思いますが、現状での赤土対策については保健所の担当にも連絡をして、検討してまいりたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 再度質疑していきたいと思っております。

裁判所のほうから村に明渡しという命令が来たということで、現在、村の所有になるのかなとは思っておりますが、もちろん開発した側が対処すれば、それはいいことなんですが、あっち側からしたら、「もううちの土地じゃないからやりませんよ」と言ったら、もうそれまでじゃないですか。そうなった場合、やはり村が何かしら、吹きつけでも植栽でも、赤土が出ないような対策を取るべきだと思っておりますが、その辺ですね。あの状況では、絶対に赤土は流出していると思っております。対策しているのであれば、問題ないと思うんですけども、その辺、村のほうで、向こうが「もううちの土地じゃないから、村の土地だからやりませんよ」となったら、もう村がやらないといけないと思っておりますが、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

裁判での結論としては、判決としましては、村に明け渡しという命令で終わっている状況でございます。実際にはまだ村に返ってきていないという状況でございます。ただこの赤土については原因者が負担するというのが当然だと考えておりますので、その辺は保健所の担当官とも話をして、相手方にその赤土対策を求めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。7番玉城みちよ議員。



○ 7番 玉城みちよ 議員 29ページの4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費で10節と17節の産後ケアに伴う新型コロナウイルス感染症対策の内容について説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの7番玉城みちよ議員の質疑についてご説明いたします。

29ページ、4款1項3目10節需用費と17節備品購入費の質疑についてですが、これは子ども子育て交付金関係の43万5,000円、また産後ケアに伴う新型コロナウイルス感染症対策の17万8,000円につきましては、マスクや消毒液等の購入に充てる費用でございます。また17節備品購入費につきましては、産後ケアに伴う新型コロナウイルス感染症対策ということで、本村に所在します産後ケア事業を委託契約しております希望ヶ丘助産院の施設のほうに、空気清浄機を村で備品購入いたしまして、その貸付けを行うということで、産後ケアを活用する方への新型コロナウイルス感染症対策の防止策に活用していくというものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 この事業は、新年度の事業から取り入れられて、安心して母子が出産につながられるようにつくられた事業内容だと認識しています。産後の母子のケアをするに当たっては、大変大事だと思っています。コロナ禍の中、産後の母子のケア、不安改善に関連して先日の一般質問にて国の定額給付金から、4月27日まで産まれた新生児に関しては定額給付金の10万円が支給される。28日から1秒でも1分でも過ぎてしまえば、その新生児に関して定額給付金から外れるという支給になってしまいました。昔の方がよく言うように、「おなかの中にいるときから二人分食べなさいよ」とか、「二人分気をつけなさいよ」という言葉をよく耳にしますが、やはりこの定額給付金から外れた28日以降の新生児の皆さんが、おなかの中に宿ったときから今帰仁村民だと思っていますが、このあたり、新年度の産後ケアの母子の不安を解消するに当たって、この定額給付金、村民への母子の皆さんに新生児の小さな命に給付金として二次補正で考えているのかどうか、答弁をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 7番玉城みちよ議員の質疑にお答えします。

質疑は、4月28日以降の新生児に対する給付金ということなんですけれども、これはまた国の二次補正の中の地方創生臨時交付金等も募集が出てくると思いますので、その中で予算要求のほうをしていきたいと思っています。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この事業はそもそも新型コロナウイルス感染症防止に関する事業でありますので、その部分については今回の国庫事業、10分の10で計上しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時58分)

次に、歳出 6 款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 34ページです。歳出 7 款商工費、1 項商工費、2 目観光振興費、3 節職員手当等、11節役務費、18節負担金、補助及び交付金ということで、今帰仁村商工業者、漁業資金借入支援金事業トータルで2,762万9,000円ということでありまして、この説明を求めます。

次に35ページ、歳出 8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、12節、14節、16節、これはみんな関連すると思っています。12節道路敷用地購入に伴う用地、測量費、次に古宇利観光道路整備、14節工事請負費ですね、村道工事に伴う水道管移設工事、それと古宇利観光道路整備ということでありまして、道路維持費の説明を求めます。

次に 3 目道路新設改良費の12節委託料、橋梁等長寿命化点検調査、それと道路施設老朽化対策点検調査ということで3,063万2,000円の説明。

次、36ページ歳出10款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、12節委託料、タブレットPC保守委託、小学校、中学校と1,626万円、オンライン授業のためのものと思っていますけれども、これに関連して次のページの10款教育費、1 項小学校費、1 目学校管理費ということで12節、13節、14節、17節とみんな小学校のオンライン授業のものだと思っています。次、中学校もあります。小中学校のオンライン授業の準備と思っていますので、詳しい説明を求めます。

最後に39ページ、歳出10款教育費、5 項社会教育費、6 目グスク交流センター等費の10節需用費、12節委託料、「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業ということで、需用費に10万円、委託料に800万円ということで計上されていますので、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

34ページ、7 款 1 項 2 目観光振興費の 3 節から18節の説明でございますけれども、まず先に18節のほうから説明させていただきます。今回、新型コロナウイルス関連でかなりの事業者の方々が非常に厳しい状況に置かれていることは、認識されているところでございますけれども、踏まえて村独自の事業として、今回事業経営が困難な状況に陥った方々に対して、村独自の事業として支援していこうというのが狙いがあります。3 節につきましては、新たな業務でございますので、通常の業務以外の職員の負担でございますので、職員手当を計上させていただきました。11節の役務費につきましては、これは振込手数料ということでの計上となっております。18節の負担金、補助及び交付金につきましては、村内の商工業者及び漁業者の方々が、少しでも不安を取り除き再出発、あるいは早期の再建に、目的としてできるように支援すると。その内容につきましては、セーフティネット等の借入れに対してですけれども、利息につきましては無利息、無担保というのがございますけれども、元金に対して、償還した方に対して、それに踏まえて元金に対しての支援をしていこうというような事業の内容でございます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ **嶺井雄二 建設課長** 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

35ページ、8款2項2目道路橋梁費の委託料の道路用地購入につきましては完了しましたが、平成25年から平成29年、古宇利線を整備したときの、相続ができなくて、現在相続が完了したということで測量を入れて、下の16節ですか、財産購入費もこの財産購入費になります。古宇利観光道路整備85万円は、委託料85万円で、工事費が85万円減額になっておりますが組替えであります。これにつきましては400万円の工事費を当初で計上しておりましたが、保安林がありまして、測量して分筆をしないといけなくなりまして、道路敷きとして認めないといけないということで、測量で85万円の計上をしております。あとは村道工事に伴う水道管移設工事につきましては、今回これから発注しますが、越地与比地小浜原線、今、認定こども園の前が7月に発注の予定です。今、呉我山の仲山橋を工事しておりますが、来月末で完成いたしますが、当初水道管が橋に布設されておりまして、今、仮設で置いております。完了時点で、また橋のほうに移設替えをしないといけないということで、これは補助事業が対象になりません、全部単費になります。越地与比地小浜原線につきましては、今、道路に埋設されておりますが、工事完了後には歩道に水道を埋設する予定にしております。

3目道路新設改良費につきましては、橋梁長寿命化点検調査につきましては、今回35本の橋と運天のトンネルですね、35本ありますが1本は今、進行しております呉我山仲山橋を抜いて34本を今回また点検調査いたします。それと運天のトンネルをやる予定にしております。

次に、道路新設老朽化対策につきましては、村道の1級、2級の村道を27本、村が管理しています照明施設を点検する予定にしております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

36ページ、10款1項2目事務局費の12節委託料でございますが、これは一般質問でも上がっておりますが、今回のG I G Aスクール構想に伴ってタブレット端末を整備していきます。そのタブレット端末の保守料ということで、小学校532台、中学校281台で、各1台2万円を想定して予算を計上しております。

続きまして37ページ、10款2項1目学校管理費、これの委託料についてですが、これについてはG I G Aスクール構想の中でのサポーター配置支援ということで、このI C T関係の専門的な知識を有する方を配置する委託料ということになっております。

続きまして13節使用料及び賃貸借料ですが、これはタブレット端末のソフト使用料として、まだこのG I G Aスクール構想の国から示されているパッケージの中で業者の選定がまだですので、この選定される業者によって必要なソフトというのが変わっていきますので、正確な見積もりを取ることができなかったもので、1台当たり5,000円を想定して計上しております。

続きまして同じページ、14節工事請負費の今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る学習支援事業というのが、これは感染症対策地方創生臨時交付金を活用して今帰仁小学校、これは建て替えを予定しているというところで補助事業に合致しませんでしたので、それを村単独事業として地方創生臨時交付金で充てております。その下の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、天底小学校のネットワーク整備でございます。

続きまして17節備品購入費についても、今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る学習支援事業というのは、地方創生臨時交付金を活用してのタブレット端末の購入費プラス設定費まで含まれております。続いて公立学校情報機器整備事業については、3小学校分のタブレット端末及び設定費用になっております。

続きまして次の38ページ、10款3項1目学校管理費、13節使用料及び賃貸借料ですが、タブレット端末ソフト使用料、これも先ほど説明したソフトの使用料ということになっております。14節工事費、これは今帰仁中学校のネットワーク環境整備事業によるものです。17節備品購入費、これについても今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る、これは地方創生臨時交付金による整備で、タブレット端末を整備する分です。下の公立学校情報機器整備事業についても、今帰仁中学校のタブレット端末の整備費及び設定費ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

39ページお願いします。10款教育費、5項社会教育費、6目グスク交流センター等費、10節需用費、12節委託料です。こちらは「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業となっております。10節需用費に関しては、VRゴーグルとVRヘッドセットの購入となります。12節委託料に関しては、今帰仁城跡誘導工作物の製作設置委託費になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度お伺いします。34ページ、観光振興費、これは何人で計算しているのか。こちらに18節負担金補助及び交付金の中の2,690万円ありますけれども、何人で金額をどれぐらい想定しているのか。このセーフティネット資金は、我々は前に、津波のときに使ったんですけれども、借りる方は利息なしで、元金だけで前はあったんですけれども、今回もそのような方法で借入れができるのか。これは国、県、村で負担して利息は免除という形でしたけれども、セーフティネットですね、窓口は経済課なのかどこなのか。お伺いします。

次、35ページの道路新設改良費の委託料、課長の説明では橋の長寿命化点検、老朽化の点検とかあったんですけれども、35本。1本は、呉我山をやっているもので34本ということでありましたけれども、これは何年に1回ということやっていくのか。今帰仁村にある関係のは一気にやるのか、毎年ちょっとずつやっていくのか、計画的にやっていくのかお伺いします。5年に1回なのか、10年に1回なのかお伺いします。

次に教育です。これはオンライン授業に向けての小中学校のタブレット云々で、学校にもその事業のために委託料が1,626万円ということであります。今の課長の説明では、委託料はこの事業をさせるためにITに優れた人員の導入とありますけれども、これは人員は各学校に置くのか、本部に置くのかお伺いします。それと委託のときの業者ですね、ITの設置をする業者は入札するのかどうかお伺いします。これは今回の予算が通ったら、いつまでに使えるような状況になるのか。それと使える状況になったときには、どのときに使うのか。第2波、第3波が来たときに使うのか。今は学校は毎日出ていますけれども、たまにはこのオンライン授業も導入していく予定があるのか、お伺いします。これは小中学校一緒ですね。

最後にグスク交流センター等費です。課長の説明、ちょっと分かりにくいので、委託料、やんばるの歴

史・文化関連施設整備事業800万円あるけれども、具体的にどういう事業がなされるのか。さっき分かりにくかったので、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして説明いたします。

まず34ページ、18節の計上に関する人数ということですが、今回、令和元年課税分営業申告をなされている538名を想定しております。あくまでも申告をしているのが原則でありますので、そこで人数が確定しますので、それを踏まえて計算をしております。窓口に関しては、ただいま経済課を予定しております。先ほど議員のほうからセーフティネットのお話もありましたけれども、それを踏まえて、今この状況下、実質無利子が無担保の国あたりのセーフティネット資金が出ておりますので、そこで借入れをされたとか、そういったものであれば利子に関しては国が保証しておりますけれども、元金に関して多少なりとも支えになればということで、ここで計上させているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

8款2項3目の橋梁等長寿命化点検調査につきましては平成28年に実施しておりまして、長寿命化修繕計画をつくって、これに基づいて今婦仁村の計画を立てております。道路施設老朽化につきましては平成27年に1回調査を行っており、基本的には5年に1回のペースで調査を行うということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明を申し上げます。

先ほど説明いたしました37ページの10款2項1目14節工事費の公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業、これは天底小学校のみで答えていたと思います。これは兼次小学校と天底小学校ということになります。すみません、訂正させてください。

先ほどの質疑についてご説明申し上げます。G I G Aスクール構想に伴うサポーターの配置事業でございますが、これについては2校で1名の半年ということに国からはなっております。ただし1名を雇って1年間というのもありですよということを言っていますけれども、今の時期からすると年度を超えてしまいますので、想定としては2名で半年間というのを考えております。

あと業者は入札かということでございますが、タブレット端末に入れるソフトとG I G Aスクール構想に基づくパッケージが、国から示されているパッケージで、決められたもの以外、オプション的に各業者がいろいろ工夫を凝らしていろいろなものを追加で入れておりますので、その辺も考慮しながら、プレゼンテーションをしてもらって、使う側の学校の先生等も含めて選定していきたいと考えております。

いつから使えるかということですが、これについては選定にどれぐらいの時間がかかるのか読めないところがありますので、早急にやっていきたいとは考えております。

あと使い方として、第2波、第3波が来たときに使うのかということでございますが、ふだんの授業の中でもオンライン教材を活用しながら利用していくという想定で整備する予定でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について説明いたします。

やんばるの歴史・文化関連施設整備事業につきまして、事業の背景、目的、概要からまず説明したいと思います。令和元年10月に首里城の火災がありました。それに伴い来訪者に対し、首里城に代わる複数の集客施設への誘客や受け入れ態勢の整備など、広域的な取組を推進していくものです。沖縄県観光入域者数ですね、半数が美ら海水族館に来られるという見込みがあります。北部圏域の各観光施設などに周遊させることによって、北部12市町村の観光産業を中心とした各産業の活性化を図るという目的があります。事業概要としまして、今帰仁村としては世界遺産今帰仁城跡の多言語化、あと解説板の多言語化を設置して、沖縄の世界文化遺産群の情報を発信していく事業になります。委託費につきましては、今帰仁城跡の入り口ですね、現在平面的な案内板があります。こちらが本部側からしか見えない状況でございます。この設置板を新たに造るということで、今回は立体的なものを石積み風に製作して、一般公募で委託して製作していく委託料になります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** では34ページから伺います。さっきの課長の説明では、538名の方が対象ということでありましたけれども、この借入れについては金額の上限があるのか。個人個人で申込みする金額が違ってくるのか。また上は何百万円まで上限なのかお伺いします。

次に、セーフティネットです。課長の説明では、前に我々も使ったんですけれども、元金だけの返済ということで、今もなっているのか。利息は国、県、村で前はセーフティネットを負担してもらったんですけれども、今回もそういう形のセーフティネット資金の借入れができるのかどうかお伺いします。

次に35ページの道路の老朽化に伴う、5か年に1回ということの説明があったんですけれども、5年に1回、一気にやるのか。5年に1回ローテーションを組んで点検を行うのか。また点検をやって、合格しない場所は、今後どう取り組んでいくのか。県にとか国に報告して、県に見てもらって予算が下りて補修工事ができるのかどうかお伺いします。

オンライン授業ですね、せっかくセットしたから授業に取り入れたいということでもありますけれども、これはいいことだと思います。予定として週に何回なのか、週に何回をオンライン授業でやるのか、月に何回やるのか。子供たちがタブレットに、オンライン授業について、月に1回だったら覚えるのにも時間がかかるし、この回数ですね、今、想定されるのは何回ぐらい予定していくのか。お伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 久田哲史経済課長。

○ **久田哲史 経済課長** ただいまの質疑に対しまして説明いたします。

まず上限金額ということでの質疑だったと記憶しておりますが、今、現状想定しているのは上限5万円を今のところ設定しております。借入金額に関しては問いませんが、借入金額に対して返済した額が最高5万円まではこちらのほうで助成したいという考えでございます。あと利子分に関しては、それは今回のものではなくて、あくまでも借り入れた元金に対してセーフティネット等でございますので、セーフティネットだけではございませんので、ほかに様々な公的機関から借入れをする方もいらっしゃるかと思いますので、その点も鑑みて、借り入れた額の領収書等で確認して、少ないんですけども上限5万円までは村のほうで負担していこうと考えております。

今、議員がおっしゃっていた利子補給に関して、スーパーレスキューに関しては今のところ制度として残っておりまして、今回の当初予算でも計上しておりますけれども、あれは村が2分の1、県が2分の1負担するという計上でございますけれども、それに近い形で、その元金分を今回返済に対して助成しているという内容の趣旨での今回の18節の予算計上となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

一気に調査を行うのかという質疑でしたが、橋梁に関しても道路に関しても、年度内に一気に行って結果を出します。この結果に基づいて工事ができるのかということですが、調査の結果、ランクづけがありまして、緊急に改善してほしいとかということであれば補助事業に乗っけて県のほうでヒアリングを行います。これのあと一つの目的は、村に対する維持管理、今後のですね。橋梁によりますと、平成58年度には80%ぐらいの橋の取替えのデータが出ているんです。そのためにも村がどうすればいいのかという、今後を見据えた調査になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

授業において、何回ぐらい想定しているかということでございましたが、回数を特に考えているわけではなく、整備ができ次第、整備ができた箇所からどんどん使っていただきたいと思っています。また整備した後に使い方の研修等もありますので、そういうところも踏まえて、できる教科なり、できる先生からどんどんスタートしていけばいいのかなと思っています。あとプラスですね、子供たちのほうが使うのは、覚えるのは早いのかなと思っていますので、その辺についても自由に使って、学習していけるのであれば、それはそれでどんどん使用させていくということで考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 あと1点、経済課長にお伺いします。今、課長の説明では5万円ということで、これは538名に5万円を給付ということで理解していいのか。それとこっちに今帰仁村の商工業者、漁業者ということでありますけれども、このメンバーは個人事業者の申請もなされているのかどうか。個人事業での国からのものもありますけれども、そういう手続は、このメンバーの538名は終わって後の配布なのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして説明いたします。

こちらで想定している538名の人数でございますけれども、あくまでも営業での申告をなされている方ということで、こちらは捉えております。踏まえて、その方々が全てセーフティネット等々を申請しているかということに関しては、こちらのほうでは把握しておりません。現状として、営業申告をなされている方を捉えて、早期の、少しでも安心して次の事業に進めるようなお手伝いができないかということでの計上となっております。以上でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時34分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

31ページの6款1項3目18節の中の今帰仁村農業者農業経営早期再建支援金事業に対する2,115万円の詳細な説明を求めます。

続きまして34ページ、7款1項2目18節、今もありましたけれども今帰仁村商工業者、漁業者資金借入支援金事業ということで、これはあくまでもセーフティネット等、融資を受けて、それに対して返済されて初めて5万円の上限を支払う話なのかどうか。これ538名のうち、全員が借り入れていない可能性もあるかもしれないですけども、これは借り入れて初めて、返済まで済んで初めて5万円の給付という理解でいいのか。そうすると、これはすぐには多分返済はされないはずなので、どのタイミングでどうなるかというのが全く見えないんですが、そこら辺を含めて説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 2番上原祐希議員の質疑に対しまして説明いたします。

31ページ、6款1項3目18節の今帰仁村農業者農業経営早期再建支援金事業につきまして説明いたします。まず内容につきましては、先ほどの商工業、漁業者についても一緒なんですけれども、まずは新型コロナウイルスで農業経営が困難となっている等々、いろいろ今、単価も下落していますので、なるべく早く再建してもらいたいという趣旨から、農業に関しては資材、肥料費等々、購入支援として考えております。しかるべき場所で購入した方に対して、上限、これも5万円を助成したいと考えております。農業に関しては資材等の支援ということでの計上となっております。

34ページの7款1項2目18節に関して、議員おっしゃるとおり一度返済していただいて、その証明で振り込んでいきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時38分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 では再質疑して行きます。

31ページの農業者支援に対しては、これは農業から畜産まで含めた形なのかと思うんですけども、この事業範囲ですね。あくまでも、例えばJAなり、そういうところからの肥料や飼料の購入費に対して、5万円の上限で、これはあくまでも申請に対して5万円の給付をするという形のイメージなのかどうか。確認いたします。

続きまして34ページに対しても、あくまでも借り入れたものに関して5万円以上返済したら、すぐに5万円上限で給付するというか、支援するという話でありますけれども、これは新型コロナウイルス対策に対する支援で、村独自の繰入金から捻出する事業支援だと思っておりますけれども。これはやはりタイミングの問題、支援の内容を含め大変、これで今帰仁村は精いっぱいなのか分からないですけども、他市町村と比べればやはり弱いところは否めないと思っています。スピード感においても。これまで皆さん一般質問



も新型コロナウイルスに関しての経済支援に関しては大分訴えられていたところはあると思うんですけども、その辺の認識ですね、やはり緊急事態宣言発令後、解除されるまでの目の前が本当に全く先が読めない中で、農業者であり事業者であり、相当に収入が減っていると。農業者においては前年比八十数%の減という数字も出ています。観光業に対しても、物すごく大きなダメージを受けているのは、みんな当たり前前に知っていることだと思うのですが。だからそのときに、これぐらいの支援でも少ないと思うんですよ。他市町村は、県の協力金とか支援金に対しての10万円とか20万円に対して、市町村独自で同じように支援している自治体もいっぱいあります。これはやはり二重に三重に、そういう雇用、経営に対してしっかりと自治体で守っていかうという取組がなされているんですよ。やはりそのときに助けてほしいという思いがかなり強いです。皆さん事業主は、固定された給料で生活しているわけではありません。ゼロのときもあるし、収入ゼロに対して固定費はずっとかかるわけですよ。出ていくものは出ていくけれど、入るものが止められている、とても苦しい。その中で助けてほしいという声に対して、もっと寄り添うやり方はあったんじゃないか。今の支援の額に関して、他市町村と比べてもやはり低い。また34ページに関しては、結局借りたものに対して、結局借金をしているんですよ。それに対して、5万円でもありがたいかもしれないですけども、やはりその辺の姿勢が問われているんです。これは行政として、執行部も議会も一緒だと思っています。我々様々な要請書もしました。商工会、観光協会も一緒に要請書も出しているんですけども、なかなかその辺の対応の遅れがどうしても否めないところがあります。その辺に対して、この辺は答えづらいと思いますが、村長の見解を、これは担当課のレベルではないと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

スピード感ということがあると思うんですけども、このコロナ禍が始まって、やはり村の中でも様々な情報、農家、商工業をやむなく閉めるというところがあって、その中でも様々な協議をしながら今回の議会で予算要求になったというところもあります。それと金額なんですけれども、やはり先に支出をどのぐらいできるか、村の負担金をどのぐらいまで頑張れるかというところがあって、その中で6,000万円という金額を出して、その中で農家の方々、福祉の方々はどういう形で支援していこうかというところの協議の中で、今回の予算の確定になっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

村独自の事業でございますが、当初5,000万円程度ということで検討していたわけですが、その他、村民にいかにか支援するかということで、最終的には6,000万円余りということになっております。その事業の内訳としましては、今、質疑のあります農業者農業経営早期再建支援金事業と、それから商工業者、漁業者資金借入支援事業、それから福祉のほうで行っています生活支援事業の1,090万円でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時48分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

他町村に比べてこの6,000万円、村独自の支援が少ないんじゃないかということですが、金額的に言えば他市町村に比べて少ないかと思えますけれども、村独自の支援ですから、ではこの財源はどこから捻出するかということで、いろいろ検討した結果、ふるさと納税から1,270万円、令和元年度はふるさと納税が前年度に比べて増えておりましたので。そしてふるさと基金、以前の竹下内閣時代に各自治体に1億円配分された分が……。ふるさと基金から4,900万円入れて6,234万8,000円、今回村独自の支援として先ほど説明がありましたように5万円、少ないかもしれませんが、今の村の一般財源の状況からして財政調整基金もお分かりのように水道会計に1億8,000万円繰り入れして、かなり厳しい予算の中で、10万円ぐらい本当はやる気持ちはあったんですが、今回の一般財源として6,000万円が村として精いっぱいであったということでもあります。少ない中でも、この新型コロナウイルスの影響による農家、それから中小企業、商工関係ですね、少しでも再建の一助になればということでもあります。今回は、国から来る地方創生臨時交付金も全国的に1兆円でしたけれども、これも1億円ぐらい期待していたんですけども、結果的には8,400万円余りで、これについては先ほど答弁ありましたように、その8,450万円のうち5,000円は、全村民1人当たり5,000円を配ると。その他、将来のオンライン授業に向けて2,000万円ということ。国から来た地方創生臨時交付金からは1円も今回の農業、水産業、それから商工関係支援には、使われておりませんので、非常に不十分だとは思いますが、現段階では村として今の予算を計上したところでもあります。二次補正について、また地方創生臨時交付金が近々各自治体に配分決定されると思いますので、その金額等勘案しながら、またさらに支援ができるかどうかについては、その予算が確定後、検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これは財源としてふるさと納税とふるさと基金、これで6,200万円余りやったというのは分かります。ただ私が言っているのはタイミングの問題であると。他自治体では、スピード感を持って4月、5月の段階で臨時会なり何なり開いて、しっかりと補正額を打ってきています。そのときにしっかりと事業者にも、まずはそのとき耐えるためですね、しっかりと。その危機を乗り越えるための補正をしたと。今、他自治体の6月議会を見ますと、それを乗り越えて、V字回復させるために経済を回すための支援、そのステージに移っているんですよ。その復興スピードを考えると、今帰仁村はさらに差がつくんです。今帰仁村は沖縄県で所得最下位ですよ、さらに差がつくんですよ。財源は同じく低いんです。今回、経済不安の中で余計に財源も落ちます、税収も落ちるじゃないですか。負の連鎖じゃないですか。確かにお金がなかったかもしれない。でもほかの自治体を見てください。今回予定していた事業をどんどん凍結させて、その財源を新型コロナウイルス対策支援に充てています。確かに財政的に厳しい村かもしれないですけども、他自治体だって様々な財源捻出のために相当一生懸命やっています。今帰仁村がやっていないというわけではないんですけども、その辺がやはりどうしても弱いんじゃないかと思っています。その辺の見解も含めて、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質疑にお答えします。

やはりこのコロナ禍というのは、今帰仁村だけではなく日本全国、全世界の中で、やはり質疑にあるスピード感を持ってということで、今後もまた、今回、様々な予算も打ち出してはいますけれども、今後のことも想定しながら職員一同、どんどん情報を早めにつかみながら、今後も誠意努力しながら村民に寄り添って事業展開していきます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今後、やはり国の二次補正、臨時交付金はさらに2兆円上増しされていますし、様々な財政措置は国もしっかりとやっているという状況ですので、もちろんこれから先を見据えた施策も必要だと、それは十分承知しております。ただあくまでもその当時の対応の遅さは否めないというところは、ぜひ自覚していただいて、本当に失業率と自殺者数は比例しているというデータもあるので、経済不安というのはリアルに命に関わってくる問題なんですよね。そういう命を守るためにも、ぜひ今回の反省を踏まえてスピード感を持ってやっていただきたいです。今後、ないことを望むんですが、第2波が来て、また緊急事態宣言が起きたら、同じようなことは踏まないような措置も、ぜひ考えていただきたいと思っています。これは今帰仁村公共施設等総合管理基金、これはあくまでも庁舎建設に向けてとかあるかもしれないですけども、本当に大きなことが起きたときには、例えば庁舎建設を少し凍結してでも、その財源をスピード感を持って村民に充てるとか、そういう姿勢は絶対に必要だと思います。その辺ですよ、何とか本当に村民がより安心して暮らせる、生活できる今帰仁村づくりのためにも取り組んでいただきたいと思っています。村長の役割は大きいと思いますので、その辺の見解を含めてお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

スピード感について、他町村に比べて遅いんじゃないかと。その点については、指摘も否めないと思いますけれども、先ほど副村長が答弁したように第2波、第3波が来ないことを願っているわけですけども、財源の確保をどういうふうにして、さらに支援をしていくかということだと思っています。ただ申し上げたいのは、村民を新型コロナウイルスから命を守るための対策については、私は他の市町村に比べて、決して劣っているとは思っていません。対策本部をいち早く立ち上げて、全職員一丸となって、あるいはまた村内の各団体に協力依頼をして、海岸の封鎖とか公園の封鎖とか、そういう面での村民の命と暮らしを守る対策については、私は県内では今帰仁村も進んでいるほうだと理解しております。ただ先ほど言いましたように、いろいろな支援ですね、農林水産業、観光産業含めて、地場産業の支援を含めての対応については、ちょっと対応が遅かったという点は反省事項だと思います。では将来、今進めている事業等を一時凍結してやるかという点については、また資金の借入れ等とか、期限もありますので、そこら辺はすぐ今計画している事業をやめて、基金を回すということについては今すぐ考えてはいませんけれども、第2波、第3波がある場合は、どういうふうな支援ができるかということについては、今から早め早めの対策を検討しながら、コロナ禍から、優先すべきなのは村民の命と暮らしを守ることです。その次にまた

落ち込んだ経済、観光を含めて、どう支援を強化して、景気回復をするかというのも村長としての責務でありますので、議会での指摘等踏まえて、今後取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について、質疑いたします。

重なるんですけれども、31ページ、6款1項3目18節、今帰仁村農業者農業経営早期再建支援金事業の、これは農業者に対する肥料、飼料、その辺に対して5万円ということでありました。そして34ページの7款1項2目18節、商工業者、漁業者資金借入支援金事業、これに対してはセーフティネットの元金に対して返済が行われた場合に支援するという説明がありましたけれども、この差ですね。商工業者も資材とか購入しますけれども、これに対して充ててもいいんじゃないかと思うんですが、この辺の差ですね、なぜこのような差が生まれたのか。その辺の説明を求めたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 8番與那勝治議員の質疑に対しまして説明いたします。

農家が資材で、商工業等が返済額ということに関してですけれども、課として検討した結果、やはり暴落した農産物をそのまま放置していくと、畑自体放ったらかされて、その中で地力も落ちると、いろいろな指摘も、意見もありました。また早めに、早期再建するためには地力等々、また畜産等も資材等の高騰等もありますので、早期に打てる手は何かということでありまして、であればやはり資材の購入等が妥当といえますか、妥当という言い方は少し乱暴かもしれませんが、そのほうがよいのではないのかという観点のもと、進めてまいりました。あと商工業者に対しては、あくまでもこれまで借入れている金額に対して、先に返済をというのがよいのではないのかという、運転資金を先に手だてをするといえますか、少ない額ではございますが、したほうがよいのではないのかという検討のもと、計上した次第であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 2つ同じように質疑したいんですけれども、商工業者がセーフティネットを活用して、返済にかかるものに対して元金に対する支援でありますけれども、これはセーフティネットを例えば活用しないところも出てくると思うんですよ。その辺は対象外となるのか。そしてこのセーフティネットを返済するまでに当たって、据え置き期間とかがあると思うんですけれども、その辺はどう考慮されているのか。農業者に対する支援、これは悪いとかそういうことではなくて、なぜ農業者と商工業者が違うのか。商工業と漁業者とありますけれども、農業も漁業も商工業も、今回のコロナ禍に関して言えば一緒じゃないかなと思うんですが、その辺の説明を再度。そしてセーフティネットの元金に対する、返済に対する支援じゃなく、農業と同じように資材購入に対して5万円に変更できないものかどうか。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

当初、農業の方々というのは資材、堆肥とか苗を買ったりとかということに対する支援。商工業というのは運転資金というんですか、その運営の資金ということでキャッシュが、その中で借りたものに対して支援しようということで、その計画を立てましたけれども、議員がおっしゃるように商工業のほうも、要するにそれが認められる、コロナ禍で経営が厳しいということであつたら、その中でまた再度検討して、それに対する支援ということをきちんと精査できるように、随時見直していきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 見直していきたいということでありました。例えばなんですけれども、商工業で言えばコロナ禍において仕事がない、余裕がある中で、例えばですけれども新商品開発とか、そういうことも考えられると思います。その中で資材を購入して、購入したものに対して成分検査を含め、細菌検査を含め、こういうのもできると思うんですけれども、こういうのも全て先行投資で金がかかるわけです。この辺、積極的にこういう資材購入とかそういうのができれば、暇な時期、時間が空いた時期にこの辺も次に向かって投資できるはずなんです。だから農業者はこれ資材に対してできるのに、率直な意見ですけれども、商工業者、漁業者、これは借入れしたものに対して支援していくと。では借入れしなければ支援しないというようなところも見えますので、これは差をつけてはいけないと思います。

それとちょっと疑問に思うのが、村民からもよく聞かれたんですけれども、一農家当たり5万円支給されるとか、そういう話があったんですけれども、今、今議会で上がっていますよね。なのに何で農家が5万円支給されるとか知っているのか。我々よりも情報が先に出て、こういう話が出て、私たちが答えようがなかったんですけれども。この辺、なぜ村民が先に知っているのか、説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質疑にお答えします。

先ほど答えたとおり、当初ではやはり運転資金というのがとても厳しいだろうということで、そこに手当てをしていこうと、農家のほうは資材ということだったんですけれども、まさしくコロナ禍でいろいろな業種も次の業務展開をする中で、その商品開発等の資材とか、そういったところも臨機応変に対応していくと。その予算が先に、農家の方に知れ渡っているというところは、提案した時点でだったのか、こちらとしても把握はしていません。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

農家が分かっていたということは、6月議会に提案するという事は決まっていたので、そういうところから農家に情報が伝わったのではないのかと考えております。議会の議決は得ていませんけれども、この6月議会には提案しますと。新聞にも、具体的な金額は5万円とかなかったんですけれども、独自の支援策として報道されていますので、そういうところから6月議会に提案するというところからの情報ではないかと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議会に提案されたときから情報を知っていただろうというところでもあります。

けれども、誰も5万円って知らないですよ、私たち。この説明を受けて初めてようやく5万円と分かるようなもので、この5万円だけが先走って、なぜ農業者は5万円支給されると、本当に全く分からない中でそういう情報だけが先走って。社協の件もありましたけれども、向こうには1,000万円、これは知りませんでしたよ、私たち。どこからどういう、こんな情報が流れるのか。この辺、管理体制というんですか、そういうのはまずくないですか。議員も知らない情報を村民が知っているんですよ。この辺、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 與那議員の質疑にお答えします。

これは先ほど答弁しましたように、補正として提案するということはマスコミ等にも報道されております。具体的な5万円というのは報道はされておりましたが、今後議会で予算が可決された後、決定ということのほうが正確な情報だと思いますので、そこら辺の情報の提供の在り方については、今後議会の議決をもって決定ですよということは周知していきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出に関しまして、質疑いたします。

先ほどから31ページの農業者農業経営早期再建支援事業ということで、上限5万円の資材購入費で2,115万円計上している件をもう一度改めて、具体的な5万円の支払い方法というものを確認したいということと、34ページの2目の商工業者、漁業者資金借入支援金事業に関して、先ほどからセーフティネット等での借入れに関しての元金の一部補填というか補償というところで話があったんですけども、これはセーフティネットだけの話なのか、それとも事業を行う上では、いろいろと運転資金、設備資金というのはこれまで大体事業者は借入れを起していると思うんですね。そういった過去の借入れの支払い、運転資金で公庫から借り入れたとか、そういったものまでも含まれたものの対象なのか。あくまでも3月、4月、5月の新型コロナウイルスの影響によって借り入れた資金のものだけの元金の5万円の補償なのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対しまして説明いたします。

まず31ページの6款1項3目18節の補助金の支出方法についてなんですけれども、原則農業所得申告をしている農家でありまして、支払いをした領収書を確認して、振込口座を申請していただいて、経済課のほうに申請していただくと。それを確認して、口座に振り込んでいくということでありまして。個人からの売買等、これは領収書としてはおそらく公的には成立しないと思っておりますので、しかるべき領収書を発行している業者等からの領収書を確認して、上限5万円で助成をしていくというふうに考えております。

あと34ページ、7款1項2目18節のセーフティネットのみの借入金の元金の助成かということでありましたけれども、先ほど與儀議員の質疑にも説明しましたが、個人の領収書ではなく、ある程度金融機関等の登録されている業者等ということで、こちらは考えております。ただ先ほどの與那勝治議員の質疑にもありまして、副村長のほうから答弁しました資材等について、今後検討するということありまして、それをプラスして資材等も今後できるかどうかというのは議会を終わりましたら検討して、踏まえて農業と

一緒の方法になるのかというふうには考えております。セーフティネットのみということではなくて、借り入れるものに関しては個人以外のしっかりとした借入れをした返済について、5万円を上限として助成したいということで考えております。

また以前から借りていたということの質疑もあったかと思うんですけども、踏まえてこのコロナ禍だけというのは課としては考えておりませんでした。これまで借入れをされていて、さらに借入れをしようとするときにそういった状況が起きて、これ以上資金繰りが厳しいということでありましたら、前のものを一旦、公的機関等々で借りているのであれば、そこに対して一旦返済して、それを助成することによってまた新たな資金繰りができるのではないかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時27分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時28分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えします。

支払方法等というのがありましたけれども、当初、例えば農業だったら畜産の団体とか、花卉農家とか、その団体を通して支払いをお願いしておこうかということがあって、そのときにまたその手続きが煩雑になりまた遅くなる可能性があるということで、役場の職員も業務を抱えながら自分たちでできるかということもあったんですけども、その団体を通してではなくて、直接窓口のほうでスピーディーに対応しようということで、まずその支払いと対応は、役場の窓口のほうでやっていくということでした。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、説明いただきました。新型コロナウイルスの影響によって、あした、あさって、本当に苦しい中で事業をされている方、農業をされている方がいます。このスピード感というのはとても大切に、決まったものをどのように早く手元に届けるかというのが、一番大切な部分があって、確かに団体を通して渡すというよりも、今のような方法が確かにスピード感があって、また明確に分かりやすいというところがあって、これはいいことじゃないのかなと思っております。4月、5月にかけて、行政側と議会側と、この新型コロナウイルス対策に関してどのようなものがあるのかという意見交換会もさせてもらいました。そのときに、やはり今回の最初の予算に関しては、まず生活にターゲットを絞るところに目的があったと、これは私も認識はしていますけれども、これは副村長もたしか答えていました。今回の予算は、生活に絞るということで、確かに金額は少ないけれども生活だということで、ある意味給付金というよりも協力金みたいな、この新型コロナウイルスの村内で感染者がゼロだった。これは業者も含めて自粛に協力したおかげである、農家もそれに耐えてきたというところの、ひとつの協力金という金額だと思います。確かに金額は少ないのかもしれないけれども、確かに他の市町村の予算のように10万円とかといったときには、実際に今の4,000万円余りが約1億円かかると、確かに現実的には厳しいと。でもその厳しい中でも、今、予算を出したといたら、あとは本当にスピード感だと思うんです。今、必要なときに、どのように出すかが勝負だと思っています。農家も本当に厳しい状況であると思いません。こういった形で、スムーズにいけるような形を取っていただきたい。

あと商工業と水産業に関して、やはり厳しいから借入れした時期と、ずっと営業されているので、固定

費というものはすごく業者も厳しい、水産業も含めて厳しい状況の中で、3月、4月、5月の借入れだけが厳しいのではなく、業者は常に借入れを起こしながら営業をされている。やはり固定費の返済というのはとても厳しいんです。そういう意味では、3月、4月、5月とか、セーフティネットとかというわけではなく、過去において運転資金を借り入れている、それも個人的な借入れじゃなくセーフティネットとか、公的な資金とか公庫とか、そういったものも含めて柔軟に業者を拾い上げる仕組みをつくっていただきたいと思っていますので、その辺、もう一度答弁をお願いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員おっしゃるとおり、この状況でございますので、あまりきちきちとすると、本来届くべきところに手が届かないとか、そういった状況に陥るかと思っておりますので、そのあたりを先ほどの副村長の答弁も含めまして、柔軟に商工業者、もしくは農家に対応していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 改めてもう一度言いますが、本当にスピード感、決まったものは一日でも早くその事業や生活に困っている方に行き届くように、またかなりがちがちに、これはこうだあだじゃなく、みんな同じように苦しいんです。そういう意味で、ある程度のラインがあったら、そこは柔軟に受け入れて、滞りなく行き渡る体制を、これは本当に後からが勝負になっています。やはり遅いです。実際、この6月議会に上げるんじゃなく、本当はもっと早めに臨時会で出すべきだったのかもしれない。でも結果的にはそうなってしまった。あとはどうやって一日でも早く渡すかが勝負だと思っています。村長、その辺、あとはスピード感というのは、その後どのように渡すかが勝負だと思っています。その辺です、村長の意気込みをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番座間味邦昭議員にお答えします。

ご指摘のとおり、ちょっとスピード感に欠けた点もあるというのは否めないと思いますので、先ほどからの議員の質疑を踏まえて、スピード感をもって一日も早く支援すべき商工業者、それから漁業者、農業関係者に一日も早く、金額としては5万円、少ないかと思うんですけども、支援できるように取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 歳出、36ページの12節から37、38ページの17節まで、どの部分だったか聞き逃してしまって、今後、OS、ソフト、オンライン教材含めて、これはプレゼンテーションをやって導入していくという話があったんですが、教える側のスキルによっても、子供たちに技術的な、理解して覚えていく上で差が出てくるという話も、一般質問のときにたしかあったと思うんですが、これプレゼンテーションしてソフトを決めていく段階で、これは現場の先生方がこのプレゼンテーションを受けて決めていくのか。それとも専門員の配置の話もあったんですが、専門員も含めてこのソフト導入に向けてプレゼンテーションを受けていくのか。あと国頭地区で統一していこうという話も一般質問であったと思うんですが、既に導入されている地区もあって、なかなか統一していくのは難しいのかなと思ったりもするんです



が、先生たちも転勤もありますし、各自治体によって教材がばらばらなのか。今後、統一できるようにしていくというような話もあったんですが、これを踏まえてどういった形でどういった方が、選定するときの、プレゼンテーションをやるときの選定委員というか、それに入って行くのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず業者決定についてですが、GIGAスクール構想のパッケージ4万5,000円以内で収めなさいということで文科省から出されています。それについて決められたというか、この部分は確実にクリアしなさいというところがあります。キーボードであったりカメラは付けなさいであったり、そういうところをクリアした上で、プラスアルファの部分を使いやすいものをどう選ぶかというところで、今、想定しているのは各学校からリーダー的な先生を選出していただいて、その中で話し合いを持ちながら今後のものの保守もありますので、保守を迅速にするためには県内に事業所を置いている業者というところも踏まえながら選定するポイントだとか、どこを中心にどういうソフトの内容であったり評価の仕方であったり、この辺も含めて選定方法を決めていこうかと思っています。

国頭地区での統一の話は、話として投げてはいるんですけども、どこもまだ動きがありません。聞いた範囲では、伊平屋村はもう決定していました。ウインドウズの端末を使いますということで、今回伊平屋村は追加がないということで、今回新型コロナウイルスの影響で休校もやっていませんで、今回は追加で端末整備をするということもなくて、ウインドウズを使っていると。そのほかについては、できれば統一して先生方が異動したときの対応もやりやすくなるような物品、ソフトの統一が図ればという話はしているんですけども。ただあまり人数が多くなると、決定するスピードが遅くなりますので、この辺は調整させてもらって、どの辺まで共通してできるのか、共通ソフトを使えるのか。それをまとめるのに、またどれぐらいかかるのか等々もあって、あまりゆっくりやっていると第2波等が来た場合に、そのときに使えない状況だとまた困るので、その辺のスピード感も含めて、まずは村内の3小1中の先生方を含めて、支援員も合わせて話し合いを持ってから決定したいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今、伊平屋は既に導入しているということで分かりました。各学校からリーダー的な先生でもって話し合いを行って、県内にある業者優先というか、そういったことで決めていくということであるんですが、国頭郡はこの業者ですよ、要するに4業者あれば、同じ業者が各自治体にプレゼンテーションをやるのか。各自治体によっても業者はまちまちなのか。業者も決まっています、この業者の中から各自治体にプレゼンテーションを行っていくのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

この辺は、まだ全然不確定なところでもあります。どこを統一すれば、先生方が異動したときに使いやすいというか、全く一緒であればそれはもちろん一番いいんですが、この辺は各市町村の考え方もありますので、どこまで統一したソフトであればいいのかというところは、これから話し合いを持ちながら決定していくということになると思います。決定についても、できれば各市町村の代表が集まって、物を見なが

らもありなのかな。先ほども言いましたけれども、あまり大人数になってくると決定のスピード感が遅れますので、その辺も勘案しながら調整は行って行きたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第30号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第30号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年6月22日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請の特例に関し、関係条例の規定を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
附 則 <u>（新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例）</u> 14 <u>令和2年2月1日から同年3月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</u>	附 則

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第30号について質疑いたします。

確認であります。これは一般質問でも行ったんですが、改正後（案）で令和2年2月1日から3月31日までの間に納期限が到来する分ということであって、最後に令和3年3月31日とするということですが、申請が3月31日までやると、令和元年度の8期、9期になりますか、2月、3月。これまで遡って減免が受けられるということか伺います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑についてご説明いたします。

おっしゃるとおり、今回の条例改正に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の申請の期限を変更するものでございます。現在の条例の中には、災害や損害を受けた場合により収入が著しく減少した場合による保険税の減免条例が既に定められておまして、その申請が納付期限の7日前という形になっておりますが、今回に関してはその特例ということで、新型コロナウイルスによる影響で減少した者に関しては、おっしゃるとおり今年の令和2年2月1日から翌年の3月31日の納期限内にそのような申請をすれば、審査の結果、全額免除もしくは一部の減額という形の対応になるというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 「議案第31号 令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第31号

令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,210万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月22日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,817,758	930	1,818,688
	2 国庫補助金	1,393,493	930	1,394,423
歳入合計		6,531,173	930	6,532,103

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,896,352	930	2,897,282
	2 児童福祉費	795,615	930	796,545
歳出合計		6,531,173	930	6,532,103

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 「同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」、日程第10. 「同意案第2号 今帰仁村教育委員会委員の任命について」を一括議題とします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

（休憩時刻 午後3時52分）

○ 座間味 薫 議長 再開します。

（再開時刻 午後3時53分）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 同意案第1号について、質疑したいと思います。

ご本人目の前で非常にやりづらいではあるんですが、村長のほうに伺いたいと思います。玉城 奎教育長ですね、3年間教育長として頑張ってきてきたんですけれども、また継続という人事案ですので、この3年間でどのような功績があって、また継続をしてほしいというような結論になったのか。何ををもって、具体的にですよ、どのようなことがあっての今回の継続での任命なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時58分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

現教育長の再任について提案した理由ですけれども、同意案第1号の説明資料の中にも書いてありますように、今帰仁村の教育行政の責任者である現教育長は、人格が高潔で教育行政に関しても深い識見を有するものであります。そしてこの3年間の教育行政の責任者として高く評価し、特に今回の新型コロナウイルス感染症拡大の中、教育行政も非常に大変な時期でありますけれども、そういう面でも教育行政の責任者としてリーダーシップを発揮し頑張ってきたので、今回3か年間という任期が満了したので、再度適任者として議会に同意案を提案した次第であります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時59分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 もうちょっと具体的な評価をいただきましたかったんですが、今後、任命が同意されて、継続という形になった場合、村長は今の新型コロナウイルスの大変な時期で学校現場も大変です。それ以外にも、社会教育の面でもいろいろな課題が山積しています。今後、どのようなことを期待して教育長を任命したのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 今後、どのような期待をして提案したかということですが、資料として履歴書、学歴、経歴等についても詳しく添付されております。そういうことでこの3年間の教育行政のトップとして、本村は教育立村としてこれからさらに児童生徒の学力向上、そして北山学園構想含めて、全ての面でリーダーシップを発揮してもらいたいという思いで提案いたしました。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第11. 「同意案第3号今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第12. 同意案第4号から日程第19. 同意案第11号まで「今帰仁村農業委員会の委員の任命について」

を一括議題とします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時02分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 同意案第11号 今帰仁村農業委員会の委員の任命についてに質疑いたします。

この間、全員協議会で説明も受けたんですが、今帰仁村農業委員会の委員選考に関する規則についてというのがありまして、この第2条、推薦及び募集方法の中で、(1)一般推薦、(2)団体等からの推薦、(3)一般募集というのがあります。第5条で、募集手続等、第6条で推薦及び募集の周知というのがありまして、村長は農業委員の推薦及び募集に当たっては、推薦募集期間、推薦応募書面の提出方法、その他必要な事項を公表の上で推薦募集期間をおおむね1か月とし、次に掲げる手法により関係者への周知に努めるものとする。(1)担当窓口における閲覧および配布、(2)村広報及びホームページへの掲載、(3)その他村長が適当と認める方法とあります。そこで次の3つについて聞きたいと思います。周知の期間はどのぐらい設けたのか。周知の方法、全員協議会での説明では4月に広報に載せてと説明がありましたが、これは5月号の間違ひではなかったのかなと思っております。周知期間はおおむね1か月とありますが、周知した広報が村民へ届いたのがいつであったのか。区長会へいつ配布を行ったのか。2番目に農業委員の募集期間中に、古宇利区においては2人の区長が存在しております。新しい区長から農業委員を推薦する意思表示はあったかどうか。募集期間の間に、古宇利区では区長交代が行われ、2人の区長が存在しております。5月24日に古宇利区総会が行われ、翌25日に新しい区長が就任されております。新しい区長が農業委員を推薦する意思表示を、これは聞いた話なんです、出しているにもかかわらず20日に締め切ったという説明を受けたそうです。そのことについて、20日に締め切ったという説明について、これはどういうことなのか説明を求めます。締め切りである29日以前に役場に行っているが、3名の推薦が上がって、その後含めて3名の推薦が上がったと思うんですが、2人を受け付けた理由について伺います。3番目に、農業委員の選考基準について伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時08分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑に対しまして説明いたします。

まず周知に関しまして、今年に入りまして区長会への依頼を行っております。実際の文書での依頼も4月21日の区長会で依頼を行っております。1月7日開催の区長会において質問等もございましたので、併せてその回答も行っております。周知方法については、先ほど議員から指摘がありましておとり5月の広報でしたので、訂正しておわび申し上げます。全員協議会では4月と申し上げましたけれども、4月で準備して5月1日の広報に掲載しております。あとホームページにも掲載しております。区長への周知は先ほど述べたとおりであります。農業委員の選考方法につきましても、その基準を選考委員会の中で決めまして、それぞれ職務を適切に行うことができる者とか、そういった基準を定めまして、総合的に判断して、その選考委員の方々が選考したと伺っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時15分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 先ほどの質疑に対しまして説明いたします。

農業委員会の委員選考に関する規則の中の第6条の推薦募集期間はおおむね1か月とするとあるんですが、先ほども説明しましたが、区長のほうには4月21日に依頼をかけておりまして、そこから1か月、おおむね1か月ということで5月20日に一旦提出を締め切っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時16分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時17分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

意思表示はあったかという質疑でしたけれども、意思表示はありました。日付としましては6月2日付の推薦書となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時19分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 意思表示はあったかという、再度説明したいと思います。

先ほども説明しましたけれども、4月21日に区長には依頼をしておりまして、そこからおおむね1か月ということで5月20日を推薦の締め切り日としております。それ以後、古宇利区においては区長選挙が、新しい区長が選出されたということでございますけれども、それ以降に意思表示があったものと記憶しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時20分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時21分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 11番嘉陽 崇議員の質疑にお答えします。

区長推薦というのが5月20日、一般公募が5月29日です。その時点で、古宇利区から出ているのが区長推薦が1名で、一般公募で1名ということで、2名の方がその期日までにだされてきたということですよ、3名ではなくて、ということです。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時22分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 1名が2日に区長推薦ということで出されて、そこは担当課ではなくて、委員の中でそれをどういう取り扱いをするかということで議論をして、そこは区長推薦というのは20日と決まっているので、その期日までにだされているものに対して、委員としての選考をしていくということで、委員の中で決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時23分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時23分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 11番嘉陽 崇議員の質疑についてご説明申し上げます。

5月号の広報について、担当のほうに確認しましたところ、5月7日の午前中に納品がなされていると。その後、区長のほうに2階の陳列棚のほうで受け取るようにということで連絡をしているということでした。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 周知方法ですね、区長会に4月20日に周知をして、区長推薦は5月20日に締め切ったということでの説明ですね、理解しました。ホームページにも掲載していて、これ広報での周知は5月7日に区長に配りましてということで、理解しております。その後、2番目ですが新区長が推薦したいという意思表示はあったということですね、その後、農業委員会の選考基準については、職務を適切にこなせるのかどうかを判断して、総合的に判断をしたということで理解いたしました。この募集期間ですよ、広報には5月1日金曜日から令和2年5月29日金曜日まで必着とあるんですよ。ということは、これは区長だけの推薦ではないと思うんです。この規則にもあります、一般推薦、団体からの推薦、一般募集というのがあります。これは募集期間はおおむね1か月ということは、最低でも5月1日から周知ですから、それ以前に周知すべきではなかったかと思います。4月号に掲載するべきではなかったのか。これは区長に5月7日に、区長会終わってから公民館に持ち帰るんですが、これから各字の班長とか、そういった配る担当の方に渡しまして、実際に区民に、住民に届くのはこの7日、8日後は土日挟んで、週末も挟んで、なかなかさっとは、次の日に住民に届いているかと言ったら、そうではないと思います。遅いところでは15日とか、そういった半月過ぎてですよ、周知される家庭もあるわけですよ。これでおおむね1か月だとあるんですが、今回だと遅い人はもう周知が15日、半月しかないですよ。これはおおむね1月と言えるのかどうか聞きたいです。

次に2番目、新たな区長が意思表示をしているということは、区長推薦じゃなくても他団体の推薦もあるわけですから、広報には29日と書かれているので、20日に締め切りましたではなくて、29日まで受付はできます。受付方法、受付用紙、それについても指導すべきではなかったかと思います。20日に締め切りましたではなくて、広報にはちゃんと29日までと、必着と書いてあるんですよ。これは普通に考えて、広報に書いてある日付よりも先に締め切るというのが、区長会に対しての周知と広報での周知、日にちがずれていますよね。これについて説明を求めます。

それと選考基準であります、たしか全員協議会のときに、古宇利区は農振除外の案件が今帰仁村が一番多いと。それなので慣れている方を選んだほうがいいんじゃないかということで選考したという話もありました。古宇利区、古宇利一周線の事業を進めていく上で用地買収がありますよね。これが進んでいるのかどうか。進めていくためにはやはり役場、区長、農業委員、そして区の行政、これがしっかり連携して行っていないと、これは事業として進んで行けないと思います。一般質問でもありました、古宇利の一周線事業について、用地買収について進んでいないと。今後、アマジャフバル農村公園、令和3年から



事業が進んでいきます。このときにもやはり、区長、農業委員、役場とも連携して進めていかなければいけないと思います。そういったことも選考基準に入れていたのかどうか。これの確認をしたいと思います。以上、3つ伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時33分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず委員選考に関する規則の中で、おおむね1か月とあるということ、この周知の方法に関してなんですけれども、繰り返しますけれども4月21日に区長のほうに依頼して、その中の依頼文の中で、区長が代わる等々予想される区に関しては、現農業委員、推進委員、前区長との調整の上、推薦をお願いしたいということで依頼をかけております。また1月の区長会の中でも、口頭で10月には新しい委員が、議会の同意を得て新しい委員のほうでスタートするので、それに備えてお願いしますということで依頼をかけております。

あと29日についてなんですけれども、あくまでもこれは一般募集についての広報に掲載したのが29日ということで、こちらとしては理解しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 選考基準ということのものです。農業委員6名の中に、兼次小区、今帰仁小区、天底小区に分けていくと。その中の古宇利のほうは天底小区の中で、呉我山、湧川、天底、勢理客、渡喜仁、上運天、運天、古宇利の中で、その中で委員を選出したのは、湧川と渡喜仁と古宇利の中で、さきの全員協議会で説明したときには、古宇利区もそういう案件がとても統計的に多いので、その中でも古宇利区からは農業委員は必要だということで、その中で古宇利一周線とか、その中でも委員の資質とかというのは、特に古宇利一周線があるからということで、その委員の資質ということでは、この議題には上らなかつたんですけれども、その中では、前回やった方は古宇利区の事情もよく知っているだろうということで選出してあります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時38分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

第6条について、おおむね1か月以上とし、次に掲げる手法により関係者への周知に努めるものとするところありますけれども、担当窓口による閲覧は1か月以上配布しておりますし、ホームページにも掲載しております。また繰り返しますけれども、区長のほうには1月の区長会から、半年近く前から10月に推進委員が新しくなりますので、それに備えてしっかりと調整をお願いしますということは伝えてあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 私はこの規則の第2条、第5条について質疑したつもりであったんです。村

長に伺います。おおむね1か月と規則にはあるわけですよ。これがおおむね1か月だと言えるのかどうか。同じ字から何名も推薦してはいけないという規定はないと思います。何名も出せるわけですから、この期間内なら受付、申請用紙とかですね、そういったものを持たせて、この広報には29日と書いているわけですから、それまでに提出しなさいと指導するのが当たり前だと思います。古宇利一周線のことは、推薦の選考基準ではなかったということで、理解しております。もし29日までということであれば、もう一人の方も2日遅れだったので、受理しなかったということではありますが、村のほうは掲載が遅れているわけですよ。これでよかったのかどうか。手続の問題がなかったのかどうか。また前もって4月に周知すべきではなかったのか。これについて、村長に聞きたいと思います。問題はなかったのかどうか。第6条でも、担当窓口における閲覧および配布、村広報及びホームページへの掲載、その他村長が適当と認める方法での周知期間1か月だと思うんですが、これでよかったのかどうか。村長、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時43分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 5月号の広報では、これを1か月と捉えるのかということで、役場の広報はホームページもあるし、区長会に対しての口頭での広報というのものもあるかと思うんですが、そこはこちらで役場ではおおむね1か月のものは達成しているのかなど。その中で、今回のものは期間の受付の中で、その期日を過ぎていたものに対して、これをどういうふうに判断するかというところで、ちょっと期日が過ぎていた、この公募の期日は過ぎていたということで、選考の対象にはならなかったということで。役場の中では1か月のものに対しては、特に問題はなかったのかなと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時48分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質疑にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、規則の第6条のほうで周知ということで募集期間、募集書面の提出方法、その他必要な事項を公表の上でということで、まず先ほどから担当課長が説明していたとおり、年明け1月には区長等にも周知をしております。募集期間というのはおおむね1か月なんですけど、その前から周知というのは、役場のほうではきちんと周辺に対してやっております、この中で、広報の5月号というのは、課としては前提に、周辺のほうは周知をしていて、そこに対して5月号の掲載ということで、特に問題はないという認識であります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時51分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質疑にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、必要な事項を公表した上でおおむね1か月間ということで、特に広報のほうには瑕疵はないということで認識しています。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時51分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時53分)

喜屋武治樹村長。

- 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質疑にお答えします。

先ほど副村長、それから経済課長からも答弁あったとおりですが、区长推薦が5月20日締め切りで、一般募集が5月29日まで、そして新しい区長になってから6月1日にありました。これについては、私のところにもそういう推薦したい旨、直接本人が見えていましたけれども、募集が過ぎておりましたので、この選考委員会は選考委員7名で組織して、村長が選考委員は委嘱するということになっておりました、農業について優れた識見を有する者、農業委員を経験した方が2人、そして副村長、総務課長、経済課農政係、そして村長が適当と認める者の中にJAの方と沖縄県の農業関係者7名で村長から委嘱しております。期限が切れておりましたので、それについても選考委員会の中で取り扱いを協議してもらいたい旨を副村長、担当課長には伝えまして、選考委員会で選考の結果、決定された同意案第4号から同意案第11号までの委員を、村長としては議会の同意案件として提案したものであります。

- 座間味 薫 議長 本日の会議時間は、議事の進行上あらかじめこれを延長いたします。
- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時54分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時00分)

久田哲史経済課長。

- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

意思表示について確認がありましたけれども、6月1日に役場に訪問して確認したところ、20日には締め切られたというふうに文書であります。それを踏まえて、役場としては1日の意思表示だと考えております。以上です。

- 座間味 薫 議長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今、課長の説明で6月1日に役場に来て、農業委員推薦の確認したら、20日に締められているということで、翌6月2日に提出したので受け付けなかったということで理解しています。それ以前に、役場に訪れたかどうかについては定かではないということではありますが、広報ですよ、瑕疵がない。5月1日に募集かけるんだったら、私は4月号に掲載すべきであると思います。これ瑕疵がないということであるんですが、これは大変なことだと思います。5月1日から7日までの1週間の募集であればどうなりますか、過ぎていますよ。こういった周知方法でいいのかですね、おおむね1か月とあるので、このおおむね1か月に当てはめて、2日遅れの取り扱いをどうするかですよ。こういったことも含めて、村広報では5月1日となっているにもかかわらず、村民に行き渡るのが5月15日頃だとしたら、過ぎてませんか、募集期間が1週間であれば。これについていいのか悪いのか、よくないのか、瑕疵がないのか、村長に伺いたいと思います。

- 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。
- 謝花良竹 副村長 先ほどもお答えいたしました、おおむね1か月ということで、その広報につい

ては瑕疵はないと考えています。しかし、やはり規則とか決め事というのは、その都度その都度是正する必要があると感じます。やはりその規則等、条例もそうなんですけれども、その中でやはり変えていく。この規則は平成29年3月31日になっていますので、やはりその規則の中でも、おおむねというのが正しい表現でなければ、今後是正していく必要もあろうかと思えます。今後、そういうところもきちんと見直しながら、きちんと整理すべきところは整理していきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは同意案件、第4号から第11号含めて質疑いたします。

今回、村のほうから8名の農業委員を任命したいというところで、第4号から第11号まで上がっていますが、先ほど当局の答弁の中で、去年から各区長のほうには、広報に対してはやってきたと。一般向けには5月号の広報に載せたという流れだということを今、確認したのかなと。そういった中で、やはりこの農業委員を選定するに当たって、地域との連携がとても大切だからこそ去年から取り組んでいたということだと解釈をしました。そこで今、8名の農業委員を選定するに当たって、やはり区長や地域との連携が私は不可欠のかなと。基幹産業である農業を守るためには、やはり農地を適切に守らなければいけないという使命と、地域と連携しながら、万が一そこで土地の利活用がある場合は、地域と連携しながらやっていくためには区長や、地域の方々と連携できる農業委員を、そうした方たちが選ばれて初めて私たちは地域と連携できる方が今回推薦されているんだと。そういうことであるならば、大いに同意をしようじゃないかというところだと思ったんですが、今回、いろいろと出ていると。そういう中で、この8名を選んだ、それぞれ一人一人の選考に当たって、どういった理由で選考委員の中でこの方たちが選ばれたのかというのを、まず聞かせていただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えします。

まずは8名ということで、その中の1名は中立委員ということで、農業に従事しているという方ではないんですけども、選定委員の中で話し合いました。その中で地域バランスというのがとても必要だということで、兼次小区の字で2名をまず選考していこうということで、そこから区長からの推薦が、一般公募はなかったの、公募の中で推薦が諸志と仲尾次から推薦があつて、その委員の方の実績等も加味しながら、その諸志の内間さん、仲尾次の大城さんということで、兼次小区はそのお二方に決定をいたしました。次、今帰仁小区ですね、崎山、平敷、越地、謝名、仲宗根、玉城ということで、その中で農地台帳掲載者と面積等を加味して、崎山と謝名のほうから、場所的にですね、その申請等の多さ等を含めて、崎山と謝名のほうから決めていくということに決定して、崎山では委員の実績が2期ある大竹さんと、謝名のほうでは米須さんということになりました。次に天底小区が、先ほど説明しましたが、呉我山、湧川、天底、勢理客、渡喜仁、上運天、運天、古宇利ということで、その中で、そこも台帳掲載の人数と面積等を加味して湧川、渡喜仁、古宇利からということで、まず場所を選定して、その中で湧川の区長推薦があつた仲宗根さん、この方は今回初めてなんですけれども、渡喜仁は平安山さんということで、古宇利のほうは2名ですね、一般公募と区長推薦ということで、そこは個人応募と区長推薦ということで、区長推薦を優先したというわけではなくて、やはり先ほどもお話ししたとおり古宇利も農振除外等の案件がとて

も多いので、その実績を踏まえて、その判断もきちんとできるということで、與那嶺さんということで、古宇利のほうは決まりました。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、副村長のほうから答弁がありましたけれども、地域バランスを取ったり、中立的な方と。特に一番重視したのは、地域性のバランスと、地域からの協力できる、同意、推薦というものを最大限優先したというところで承知しました。やはり私は、この書類だけで人を選考するときにとっても難しいのは、やはりなかなか深くは分からない部分があって、やはり地域から推薦があったというのが大前提になって、そうやって地域の方と連携しながら土地活用、土地利用、そして守るべきものということをやっていく上で、今回、私も最近知ったんですけれども、新型コロナウイルスの影響で区長を決めるのがずれてしまったという、やはり今の状況があるという中で、ただこの農業委員の推薦だけはゆるぎなく進んだという中で、やはり地域の連携を図る上では、その辺は注視していかないといけないし、おおむね1か月というものは、1か月という限定ではなく、おおむねというのはやはりそこには余力があるわけですね。そしてまた新型コロナウイルスの影響もあって、そういうことになった。区長が代わったとなったら、村としては一応こういう形で、前区長から案件が上がっていますけれども、それでよろしいでしょうかということが一言あってよかったんじゃないのかなど。あくまでも、普通新しい方って、実務的な流れって実は分からないんですね。すぐ引き継いで、こういう案件があるというのはほとんどの方は分からないと思います。やはり初めて区長になられるという中で、経験がないんだけど、まずはそういったことを行政側は、こういう案件があって、今回上程しますけれども、地域と連携が不可欠なので、まずはお伺い立てますとかということとはしなかったのか。あくまでも書類をこう区切っただけとか、諸事情でずれてしまったというところで、それで別にこれでよければ私はいいと思うんです。地域と連携できるとなったら、すばらしいことじゃないかと。今回、今、話を聞くと、あれちょっと違うのかなど。私たちはどういう判断でこの同意案件をやればいいのか。地域がもし分断するようなことがあってはならない。やはり適切に農地を管理して、地域と連携していかなければいけないというところでは、とてもデリケートな案件なんです。そういう意味で、これおおむね1か月というのは、諸事情によっては別にこれが2か月になっても法的な問題は全くないし、例えばこの地域によってはこういう諸事情があったら、まず期間があったらお伺いするとかということがあってもよかったんじゃないかなど。そうじゃないと、今のままでいくと私はどういう判断でこれを同意していいのかというのが、とても分からない部分に、今話を聞くと陥ってしまったというのが正直な話で、スムーズに同意がいくのが一番理想です。しかしそこで懸念される材料が出てしまったとなると、何を基準に判断していいのか。今後、任期の3年間、スムーズに地域との連携を図れることが、私がやはり同意する上で、判断する材料としては、この3年間地域と連携してスムーズに農地行政がいつてほしいなというところから判断をするんですね。そういう意味では、改めてもう1回聞きます。この辺ですね、こういったことで区長が出てしまっ、一応お伺いを立てるとか、やはり普通の人には気づかないと思います、私も分からないです。そういうことはしなかったのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後5時14分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後5時15分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対しまして説明いたします。

3年前ですか、農業委員会の法の改正がありまして、これまで選挙だったのが議会の同意に、要件とする市町村長の任命制に変更がありました。今回2回目となることをごさいますけれども、前回はそうだったんですけれども、今回もいろいろと新しいことが3年前に起きたものですから、それを踏まえて早め早めに国はお願いをしているところでありました。先ほども説明しましたけれども、区長のみならず現農業委員、推進委員の方々も10月には新しく代わる、残る方は残るとか、新しい方を推薦するのであれば十分検討した上でお願いしますと、総会のたびにとか、それぞれの会があるごとにお願しているところでありました。よっていきなりポンと渡したわけではなく、それなりの説明はしてきたつもりであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 手続論としては、確かに間違っていないと思います。ただ今回、新型コロナウイルスの影響があって、区長の任期の変更がずれてしまった。なかなか人を集めてやることができなかったというところの諸事情があると、これは今回に限らずいろいろな問題の中でこういう問題が出てきたと、手続論としては進んでしまったと。任期を見ても、9月30日まで任期があるというところの中で、そこまで慌てる必要があるのかなということ、手続論で何かがあるか分からないですよ、分からないというところでの疑問と、私はこの個人を悪いとかというつもりは全くないんですね。とにかく地域と連携して、3年間一緒に取り組める態勢が取れているなら、私は全然反対するつもりもないですし、この個人の方がいいのか悪いのかというよりも、連携が取れているのなら素晴らしいことだと思っています。私の判断材料は、そこしかないんですよ。この方がいいのか悪いのかじゃなく、地域と連携できて、適切に農地の管理ができて、そしてまた場合によっては農地を外さないといけない場面だってあります。それはやはり地域と連携しながら進めていかなければいけない案件であるということで考えた場合、この3年間がスムーズに行くということであるならば私は全然同意しますし、この辺で懸念があるならば、再確認とかする時間があっても、これ諸事情によってずれてしまった。これは古宇利区だけの問題じゃなく、世界全体がこの状況によって選考がずれてしまったという、これは誰の責任でもなく仕方のない結果だったんです。そういったことも鑑みながら進めていかないと、地域がこれから連携して、本当に古宇利区含め、ほかの地域も含めてそうなんですけれども、連携するパワーこそが今帰仁村の発展につながっていると思うので、その辺ですね、地域と連携ができる態勢であるならば全然私は構わないです。今の話を聞いていると、ちょっと不安になってくるというか、こういうことなのかということがあって、やはり農業委員の大前提は地域バランスを取りながら地域と連携できるというのが、特に私の判断材料はそこにあるんです。そういう意味で、改めてもう一度お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの座間味議員にお答えします。

11番の嘉陽議員にもお答えしましたけれども、やはりその規則等、そのやり方というのが、そのときに

見直すべきところは見直していく必要があるのかなど。今回は、区長推薦、一般公募も含めてなんですけれども、結果的に途中で区長が代わって、区長推薦という形の中で、区長が代わったので内部でどういうふうにしていこうかということの協議はなくて、もう前回、先ほど課長からも説明がありましたけれども、1月に区長会で説明をしながら、地域では半年かけて前区長のほうで取りまとめて、その推薦をしたんだらうということと、またその推薦されている方は2期6年ですか、その委員の実績もあるということで、当局としてはその方で問題ないと、区の総意だということを考えてそこに至ったんですけれども、やはり今、議員がおっしゃるとおり区の中に入っていき、この地域でいろいろな調整も必要になっていきますので、先ほど11番議員にもお答えしましたけれども、今後そういう事例ですね、例えば区長推薦という形を今後も取っていくのであれば、区長が代わったときに、そのときにどういうふうに変えていくか。またその委員が、また時間をかけてやるのかということも、また一つ、今後の課題としてやっていきたいと思っています。

○ **座間味 薫 議長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 農業委員に対して、任期がある間に区長が代わっても、それは任期があるので全然構わないと思うんですよ。それは、与えられた任期を全うするのが当然だと思います。ただ今回は、改選の時期とちょうど区長が変わった時期というところの、すごくデリケートの案件、新型コロナウイルスもあったということで、任期が切れる、新たなスタートに行く。特に新区長との連携が必要であるといったときには、やはり確認が必要だと思うし、もしそこに不安材料があるとなると、やはりその辺を整理していかないと、行政もまとめていくのはとても大変なことになってくると思うんです。そういう意味で、私は今後というよりも、まだ今から、もし再考というか、考えるチャンス、時間があるならば、私もその辺を解消しないと、私がどういう判断で今回の件を意思表示したらいいのかというのが、とても分かりづらい部分があるんです。だから今のように、万が一地域が分断するおそれがあるならば、それはよくないよねと思うし、地域がまとまるような形で人選が上がってきて、やはり選考の過程でも地域バランスを大切にす、兼次小区、今帰仁小区、天底小区、そしてまた地域の代表である区長の意見をやはり大切にすというところが、選考の過程で一番大きな選考理由に上がってきている。だからこそ私たちは、そういうことであれば何も反対する理由はないよねとなるんですけれども、知らなかったために遅れてしまって6月2日出てしまったとなると、どうしたらいいのかというのが、すごく今、こういう流れなんだというところがあるんですね。これは必ず今回でやらないと間に合わない案件なのか。もう1回地域との連携ができるんだということも、やはりその辺を解消してくれないと私の判断としてとてもつきづらい部分があるというところで、その辺ですね、改めてこのタイミングじゃないとどうしても間に合わないという案件なのか。やはり大切なのは地域との連携なのか。その辺、改めて最後に答弁求めます。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後5時23分)

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後5時24分)

喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えします。

座間味邦昭議員、そして11番嘉陽 崇議員からも農業委員の同意案の件についていろいろご質問がありました。今回、同意案として議会に提案しております。これはさきに答弁しましたとおり、村長が委嘱した選考委員会の中で選考した結果、同意案として提案しておりますけれども、ご指摘のようにおおむね1か月という広報の在り方も、ちょっと短いのかなど。今後、こういう広報の在り方、そしてもっともっと広く農業委員の推薦、一般公募、区長推薦を含めて今回の件も踏まえて、今回で2回目なので不十分なところも、広報の在り方については改善すべきところもあると思います。特に先ほど指摘があったように、字の区長の任期はそれぞれ各字によって違いますので、特に農業委員の推薦等のときに区長改選とかがあがる字もあると思います。こういうのは、今回の指摘も踏まえて、今後の課題として検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 ただいま第4号からの同意案ですが、個人がどうのこののじゃなくて、先ほどから11番、5番議員が言っているとおおり、この規則について質疑したいと思います。

1つだけ、同意案第9号、住所が名護市の方がいらっしゃいます。こちらは規則第3条によると、今読み上げます。「農業委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農業等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、今帰仁村に住所を有する者を基本に、次の各号のいずれにも該当するものとする。」とありますが、全協でも住所の件は聞いて、それは大丈夫というか、解釈でできるというふうに聞いたのではありますが、それがどうなのかなというのが1つ気になります。

あとこの規則が、例えば先ほどから聞いていますと、この規則に不備があるから見直すのも考える等々ありますが、規則に沿ってやらないといけないわけですね、規則は規則であるわけです、きちんと。ですので、この規則に沿って本当にちゃんとこの農業委員会の委員の任命が行われたかどうかというのが、やはりこうして質疑しているわけであります。この第6条のほうにも、(1)担当窓口における閲覧および配布、そして(2)のほうに「村広報及びホームページへの掲載」と、やはり明確に明記されております。そして「第7条、村長は、推薦及び募集の状況を推薦・募集期間の中間及び推薦募集期間終了後に遅滞なく村の担当窓口及び村のホームページにおいて省令第6条に規定する事項のほか、村長が必要と認める事項を公表するものとする。」というふうにしっかり書かれているわけです。そういうことを、ちゃんと胸を張ってやったと言えるかどうか。先ほどから、11番嘉陽議員が言っているのはその点だと思っております。期日はしっかり守って、締め切り等はぎっちり、間に合わなかったということで、これはこれで理解できます。であれば、この規則に沿ってちゃんとやったと言えるのかどうかです。その辺をもう一度伺いたいと思います。具体的に、区長会には4月21日に正式に言って、ホームページにも載っていたということですので、ホームページにはいつ掲載したか。広報の件は先ほどからの質疑で分かっておりますので、ホームページのほうにいつ募集の要項を出したか。あと第7条ですね、中間報告等終了後に遅滞なくという件の、この第7条をしっかりと公表したのかどうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 1番島袋 誠議員の質疑に対しまして説明いたします。



まず第3条の「今帰仁村に住所を有する者を基本に」と規則ではうたっておりますけれども、国からと言いますか、そういった質疑応答のQ&Aの中には、旧制度の選挙委員では、農業委員会の区域内に住所を有する者が被選挙権が付与されていたとありましたけれども、改正後、このような制限は撤廃されました。現在、区域外にも農地を取得して、あるいは利用権設定等をして農業をなされている方が全国的にもかなり多くなっているということでありまして、そのような制限をすることは適当ではないというふうにQ&Aには書かれております。よって基本ということは基本になるんですけれども、やはり団体推薦である方でございますので、その区ではしっかりと農地行政を行っていただける方だとこちらは認識して、区長等からの推薦を受け取っていると理解しております。

あと第7条につきまして、中間及び終了後には遅滞なくホームページ等で周知しなければならないということでもありますけれども、まず5月15日時点での応募状況の掲載を中間公表しております。6月に入りまして、5月31日末までの状況を、募集期間終了後の公表ということで掲載しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時33分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 説明漏れがありました。

募集につきましては、5月1日のホームページに掲載しております。募集期間終了の公表につきましては、6月2日にホームページに掲載しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 ホームページ、第3条の解釈については、こういう解釈にすると、分からないこともないですが、住所を有する者を基本にというもので、そこに行ってしまうのであれば、規則はどのようにでも拡大解釈できてしまうのかなと、思っています。

あとホームページは5月1日に載っているということですが、これは間違いなく5月1日に載せたということでしょうか。ホームページ上の操作で例えば5月1日にしたとか。更新をいつ行って、5月1日付にやっただとか等まで分かれば説明を求めたいと思います。

先ほどからあります、やはりこの募集期間おおむね1か月ですので、私たち議員もあら探ししたいわけではないんです。こうやってやはり規則にのっとって進んでいけば普通にできることを、何かやはりこうして読み込んでいくといろいろ出てくるので今、そうやっているんですが。この点、規則の見直し等とかという話ではなくて、今ある規則をしっかりと守ることが大事だと思っています。その点、やはり村長の見解をまたお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

更新日につきまして、手元の資料を見ますと更新日が2020年5月1日に募集の更新をしております。先ほどの第3条の基本ということでもありますけれども、全くこの方が今帰仁村に住んでいないかということではなくてある程度、区からの推薦がある方でもありますので、それまでしっかりと地元の農地を活用して素晴らしい農業経営をなされている方だとこちらは認識をして、区からもその認識のもとで推薦されたも

のどちらは認識しております。先ほども申し上げましたが、近年、区域外への農地を取得、あるいは賃借して規模を広げている農家もたくさんございますので、そのあたりを踏まえて住所要件を制限をせずに、基本とということで規則に記載していると考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 1番島袋 誠議員の質疑にお答えします。

規則というルールがあって、その第1条から第10条に沿って担当課は適切な処理をしていると認識しています。この規則をどんどん変えていくというわけではなくて、その中でももしそういう規則を見直すことが必要であれば、そこは見直していくと。今回質疑されているのは、この規則にのっとなって事務処理を適正に処理しているということで考えております。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 第3条のは、全て納得したわけではないんですが、でしたらそういう文言があればそういう解釈もできるかと思うんですけれども、その「基本に」からすごい膨らむなというふうには正直感じております。

先ほどホームページは5月1日に更新したということですが、これは100%、5月1日に更新したということが言えるかどうかお伺いいたします。

最後に村長にもう一度お伺いいたしますが、やはり規則にのっとなって胸を張って提案できたらすんなりいく案件も、こうやっていろいろ質疑が出てくると思いますので、今後上程してくるに当たっての行政運営ですね、しっかりしていただけるかどうかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番島袋 誠議員の質疑にお答えします。

先ほど、副村長から規則にのっとなって今回の農業委員会の委員の任命について同意案として今議会に提案するまでの説明がございました。議員からいろいろ質疑がございましたので、広報の周知をやはりもう少し早めに、広く徹底していくためにはそういう改善もまた必要なところは検討する必要もあると思います。それと先ほど座間味邦昭議員の質疑にもお答えしましたけれども、特に区長推薦のところ、その区で区長の改選等々かち合う場合には、そういうことも踏まえながら、今後検討すべきというか、必要があるのではないかと思いますので、今回の質疑を受けまして検討すべきところは、また検討課題だと考えております。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

手元の村のホームページをプリントアウトしたところによると、5月1日に更新日となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの1番島袋 誠議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 もう終わる予定であったんですが、ホームページの、以前から私等、ほかの者も指摘していると思うんですが、ホームページ上に載る日にちは更新日ではないんですよね。例えば2

日後にやっても、その日にちにできるんですよ。悪意があって操作しているとは言わないんですが、そういうのがありますので、そのホームページ上に5月1日と載っているからといって、更新日が5月1日とは限らないと思っております。過去に何回もこういう件もありました。これはまたちょっと違うあれになってしまうんですけども、普通ですと日時が、しっかり何時何分何秒に更新したというふうに出ればいいんですけども、後から操作できる日にちというのは、こういう議論をするに当たって、やはりそぐわないんですね。ですので何らかの理由があってこういうふうな日にちの設定になってしまっているかもしれないんですが、この辺等やはり担当と、ホームページを更新した者とも、いつやったかどうかきちんと確認して、またやっていただきたいと思っております。そのことについて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1 番島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

ホームページの更新日と実際の更新日と掲載されている日付等が不一致の場合があるのではないかと、過去にもそういうことがあったのではということだと思っておりますが、これについて、やはり日付というのは大事なものだと思えますし、更新日についてきちんと担当も含めてきちんとした掲載日を明記できるようにということで、確認させていただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(散会時刻 午後5時44分)